

令 和 元 年

三重県議会定例会会議録

（ 9 月 30 日 ）
（ 第 12 号 ）

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 12 号

○令和元年9月30日（月曜日）

議事日程（第12号）

令和元年9月30日（月）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書 記（議事課長）	西 塔 裕 行
書 記（企画法務課長）	枅 屋 武
書 記（議事課課長補佐兼班長）	平 井 靖 士
書 記（議事課主幹）	川 北 裕 美
書 記（議事課主幹）	黒 川 恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	山 本 進
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	降 簾 道 男
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開

議

○議長（中嶋年規） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質

問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3番 中瀬信之議員。

〔3番 中瀬信之議員登壇・拍手〕

○3番（中瀬信之） おはようございます。

度会郡選出、新政みえ、中瀬信之でございます。どうぞよろしく願います。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

項目へ入る前に、今日朝、新聞を見ていましたら大変うれしいニュースが載っておりましたので、まずは、皆さんと一緒にその喜びを共有してから、一般質問をしようかなと思っております。

先般、知事はじめ私たち議員は、茨城国体の開会式へ行ってきました。（新聞を示す）その中で、こういう新聞記事がありますが、レスリングで2名の選手が優勝したと。

これは、三重とこわか国体に向けて、非常にさい先のいいスタートを切れたんではないかなという思いがありまして、今日は皆さんと一緒に、その喜びを共有しながら、一般質問をさせていただきたいという思いがありま

す。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の一般質問ですが、4点考えております。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まずは、1点目の質問になりますが、食育についてということでお伺いをしたいと思います。

食育という言葉は、今では全く知らない言葉ではなくて、私たちの生活の中でも少なからず、耳や目にすることです。しかしながら、その本質を理解することは、なかなか難しいことです。

私が今回食育について質問を行うことは、今の子どもたちが、50年先、60年先に健康で長生きできる、いわゆる健康寿命が長い家庭を想像して、質問させていただきます。

釈迦に説法であります。食育の祖と言われる石塚左玄氏について、少し紹介をさせていただきたいと思っております。

1851年生まれの明治時代の医師であり、薬剤師でありました。栄養学がまだ学問として確立をされていない時代に、食物と体の関係を理論にし、医食同源としての食養を提唱いたしました。

体育、智育、才育はすなわち食育なりと食育を提唱し、食育食養を国民に普及したとあります。その中でも、特に小児、子どもには徳育よりも知育よりも体育よりも食育が先であると言われております。私はそのようなことを思いながら、今回の食育に関する質問をさせていただきます。

御存じのように、食育を国民運動として推進するために、2005年、平成17年7月に食育基本法が施行され、翌年の平成18年3月に食育推進基本計画を策定いたしました。食育推進の全国展開が始められたというわけであり。食育の生みの親である石塚左玄氏が亡くなってから、約1世紀がたったときのことです。長い期間を経て、やっと日本の食育が再スタートを切ったわけであり。

三重県では、第1次三重県食育推進計画を平成19年度から22年度までの4年間をつくり、第2次として平成23年度から27年度までの5年間をつくり、

そして、今の計画が平成28年度から始まりまして、平成28年度から令和2年度までの5年間の第3次三重県食育推進計画を作成しております。この計画は、三重県として多くの県民の皆さんに食育を理解していただき、計画達成できる環境をつくるのが最も重要であると考えているからであります。

第3次三重県食育推進計画のキャッチフレーズは、赤ちゃんからお年寄りまでみえの地物でみんなで食育！を掲げています。その目的を達成するために、三重県では当初より農林水産部、健康福祉部、教育委員会が目標に向かい、部の垣根を越えての食育に取り組んでいます。

計画達成に向け、考え方だけを伝えるのではなく、目標値を掲げ、数値的な管理を毎回公表しております。その内容の一部として、朝食を毎日食べている子どもたちの割合や、学校給食における地場産物の使用割合等があります。残念ながら、その数値目標が前回を下回ったり、次期計画の段階で、目標数値を下げざるを得ないような項目も見受けられます。

今、進められている第3次三重県食育推進計画の目標達成年度が令和2年度となっていますが、目標設定に掲げる項目の一つとして、地域において食育に関する活動が推進されるためには、様々な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、それぞれの特性を生かして連携、協力を図りながら地域が一体となって取り組む必要があると言われております。そのためには、県下各市町の食育推進計画の取組が何よりも重要であると書かれています。

平成31年3月末、今年の3月末ですが、三重県内29市町のうち、17市町、58.6%が食育推進計画をつくっている状況です。その状況も踏まえながら、第3次三重県食育推進計画の目標に向かっての知事の考えを伺います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 第3次三重県食育推進計画の最終年に当たって、これまでの成果と課題、そして今後の取組について答弁させていただきます。

私たち全ての世代、特に子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が大切です。その意味では、私たちが生涯にわたって健全な食生活を実現していくための食育は、とても重要な取組

だと認識しています。

このため、本県では、平成18年度に三重県食育推進計画を策定し、現在は第3次計画により、医療や保健、農林水産、教育などの幅広い分野で施策を総合的に進めているところです。この計画では、生涯にわたる食習慣の基礎となる子どもたちや若い世代への食育の推進、地域の農林水産物を活用した食育活動や、食文化の次世代への維持、継承、みんなと食卓を囲む共食を通じたコミュニケーションの促進などの取組方針を掲げ、家庭における食育の推進、学校、保育所等における食育の推進、そして地域における食育の推進の三つの柱で施策を展開しているところです。

こうした取組を進める中で、栄養バランスに配慮した食生活の実践支援により、適正体重を維持している成人の割合が増加したほか、地域の農林水産物加工品の活用などにより学校給食が充実し、農業団体の行う農産物の栽培や、調理体験への参加者が増加するなど、地域での食育実践の輪が着実に広がりつつあると感じています。

一方で、市町食育推進計画の策定率の増加など、残された課題に的確に対応していくとともに、一度身についた食習慣を自ら変えていけるような取組を、引き続き粘り強く進めていくことも大切だと考えています。

県では、健康づくりトップクラスを目指して挑戦を行っているところであり、今後も県民の皆さんが健康に不安を感じることなく、元気に過ごしていただけるよう、年代やライフスタイルに応じた望ましい食生活の実現を支援するなど、様々な食育活動を推進してまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 食育については、みんなが意識を持って、県域全部、大人から子どもまで進めていくということになっております。先ほどこちょっと言おうかなと思ったんですが、先般、私、度会町の1対1対談へ出させていただいて、そのときに知事が、健康づくりなくして地方創生なしというふうに言われていました。私は、健康の源は食にあるというふうに考えておりますので、そのことをあわせてよろしくお願ひしたいということと、各市町の

食育推進計画がなかなか進まないという状況があります。58.6%。このことについて、なぜかという理由をお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） 市町食育推進計画の策定状況でございますけれども、平成31年3月末現在で29市町中、17市町で市町食育推進計画が策定されておるところでございます。

策定をされていない市町へ聞き取りをしましたところ、食育の推進は既存事業の中で既に実施しておって、改めて計画を策定する効果が理解しにくいということでありまして、あるいは作成の必要性については理解しているものの、どのように着手してよいかわからないといったような御意見がございました。

こうした中で県としましては、平成29年度から市町や三重県学校給食会などの食育関係団体等との連携、あるいは情報交換を行うことを目的としまして、三重県食育推進連絡会議を開催いたしまして、計画策定によります食生活への意識の高まりなどの効果の説明、それと計画策定の参考となります県内外の優良事例紹介などを行って、県内全体の食育推進に向けた機運の醸成を図ってきたところでございます。

その結果、平成29年度には鈴鹿市、菰野町の2市町、それから平成30年度には度会町、大紀町の2町が新たに計画策定を行っていただきました。また、今年度も2市町におきまして、計画の策定が予定をされておるところでございます。

今後も、引き続き三重県食育推進連絡会議の開催を通じまして、食育推進に向けた機運の醸成を図りますとともに、他の健康づくりに関する計画と一体的に食育推進計画を策定する市町が多いことがありますので、市町の関連計画の更新時期にあわせて、個別に市町の計画策定を支援していきたいというふうに考えてございます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 各市町においても、内容を検討して進めているところもありますが、先ほどわからないと言われたところがあるということであれば、

そういうところについては丁寧な説明をしながら、全部の地域が取り組めるようにお願いをしたいと思っております。

(パネルを示す) この写真、ちょっと見ていただきたいんですが、家族で楽しそうに食事をしているところですね。この写真、ちょっと覚えておいてくださいね。これは、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、子どもが3人、ちょうど私が結婚して、子どもを育てるときは、ちょうどこのような状況でありました。このイメージをしながら、私の話を少し聞いていただきたいというふうに思います。

私が生まれたのは昭和30年です。戦後10年が経過したころです。この議場には、私よりも年齢を召されている議員の方も何人かみえると思っております。

食育という言葉は、私が生まれたころには誰もが知らない言葉だったと思います。家庭での食事においては、何しろ食べるおかずの品数が少なかったと思います。学校給食はあるものの、おいしかったという記憶は、私にはありません。しかし、戦後の経済成長期を迎え、新しい食べ物がどんどんできてくる時代でありました。育ち盛りで、何でも食べたい、それも腹いっぱい食べたい思いでありました。幾ら食べても太らない状況でありました。それは、毎日学校の校庭や野山を駆けずり回っていたからかも知れません。学校を卒業し、社会人になっても、おいしいものは腹いっぱい食べる、お酒も腹いっぱい飲む、特にバイキング料理と言われるものが大好物でありました。私の年齢に近い多くの皆さんもそのような経験をお持ちではないでしょうか。今、どうでしょう。人間ドックや定期検診を受けると、本当に多くの方が肥満やメタボであり、やれコレステロールが高い、中性脂肪が高い、血圧が高い、糖尿病予備軍などなど、診断書は要注意事項がいっぱいあります。また、2次検診を行えば、帰りには菓の山であります。

なぜだろう、私はよく考えます。それは、まさしく食べることと健康との知識がなかったことではないでしょうか。私は自分の子どもを育てるに当たり、好き嫌いなく、いろんな食事をせんといかん、食べ残したらいかんと叱

ることは多くありましたが、それは、食べることと健康に対する知識があつて行っていたことではありません。全てが間違っていたとは思いませんが、それが正しかったという確証はありません。私は、そのことを思いながら、今の時代に取り組もうとしている食育の考えを、若い世代の子どもたちに伝えるなければならない思いでいっぱいであります。

小さい子どものときから、食べることの大切さや愛着心、自然への恵みである食料への感謝などなど、食べることへ興味を持たせる、そして食べることは体をつくるんだ、健康にいいんだと教えることが最も重要なことのように思われます。

教育長にお伺いをいたします。

私の子どもたちが大切な食育を身につけることで、働き盛りの時代や高齢者の年齢になったとき、それは今から30年先、50年先になるかわかりませんが、よい食育教育がなされるならば、私たちのように健診で憂うことはないと思います。健康な体で、日本の医療費の削減に大いに貢献できる、健康長寿の日本がそこにあると確信しています。そのためには、小さな子どもたちに丁寧に、そしてわかりやすく教えていくには、教育現場に食育の教諭の存在が何より大きいと考えます。

先ほどの写真を思い出していただけますか。家族団らんで食事をする絵です。私の子どものころは、このような絵に描いたような家族がどこにでもあのような状況であったと思っています。本来ならば、家庭で皆さんと一緒にあって、食べることの大切さや楽しさを、大家族で共有できる。現実には、あのような家庭はまれで、多くの家庭は核家族であります、今は。保育所や学校での食育がより一層大切だと思われます。

現状の学校に配置されている食育の教諭の数もあわせて、考え方をお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 食育に関する教諭の数、それから考え方についての御質問でございます。

食育の教諭、栄養教諭は、栄養に関して及び児童・生徒の心理や発達段階に配慮した指導ができる教育の専門家として、食に関する指導と学校給食の管理の二つの業務において、学校の中心的な役割を担っています。

食に関する指導としては、給食の時間や教科等の中で行う食育において、担任とともに授業を行ったり、教材を作成したりするほか、生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応など、きめ細やかな個別の指導も行っています。

また、学校給食の管理においては、栄養バランスのよい給食献立の作成などの栄養管理と、食中毒や異物混入防止等の衛生管理を行っています。このように、栄養教諭が果たすべき役割は多岐にわたっており、ますます重要となっております。

栄養教諭の定数については、法律によって公立小・中学校、義務教育学校において、自校で給食を調理している単独実施校では、児童・生徒数550人以上で1校につき1名、550人未満で4校につき1名と定められています。

また、給食センターなど2校以上の給食を調理している共同調理場では、児童・生徒数の規模により、1名から3名となっており、さらに学校給食を実施する特別支援学校では、1名と定められています。

今年度はこうした基準に基づき、公立の小学校に85名、中学校に24名、特別支援学校に11名の計120名を配置するとともに、県教育委員会と市教育委員会に所属する5名を合わせて、計125名の栄養教諭を配置しています。

近年、子どもたちの食生活の乱れが指摘されており、子どもたちが食に関する正しい知識を習得し、望ましい食習慣を身につけることが求められています。加えて、食物アレルギーを持つ子どもが増加傾向にあることなどから、食の専門家である栄養教諭の必要性が増しています。

このため、県教育委員会では、国に対し550人未満の学校への配置を2校に1名とするなど、配置基準を改善するよう要望を行っているところです。

今後も子どもたちの健やかな成長のため、市町教育委員会の担当者会議等において、給食や教科等における食に関する指導や食物アレルギー対応等について情報提供するなど、各市町における食育の取組を支援していきます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 子どもたちに食育を教えていくことは、非常に大切であるということで、食育の教諭の数もこれから増やしながらやっていくことを国に要望するということでもありますので、積極的な要望をお願いしたいと思います。

1点目の質問はこれで終わります。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

2点目の質問は、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催後の競技力強化策と地域活性化について伺うことといたします。

初めに、新聞記事をお見せしましたが、今、国体開催中で、三重県選手の非常にいい成績が、これからもどんどん出てくるのではないかなという思いがあります。

三重県の状況については、今、国体が開催されている、来年はオリンピックが開催されますし、その翌年には、三重県で三重とこわか国体並びに三重とこわか大会が開催されて、本当に一番スポーツに対する思いが県民の皆さんもしているところではないかと思っています。

前回の国体が開催されたということ、少し皆さん、思い出していただきたいというふうに思います。昭和50年であります。44年前のことになりますが、その当時も国体開催に向け、県も地域も一体になって、各競技の強化策や競技施設の整備が行われてきました。三重県はそのかいもあって、天皇杯、皇后杯の両方を獲得することができたということがあります。その後、国体開催後に、三重県としてどのようなことが残せたのかということをいろいろ考えておりまして、その中でも私は、最大の成功事例としては、レスリング競技というのが挙げられるのではないかなというふうに思っています。

三重国体がありました9年後のロサンゼルスオリンピックで、斉藤選手が銅メダルを獲得したと、それから、皆さん御存じのように、女子ではオリンピック3連覇の吉田沙保里選手や、リオデジャネイロオリンピックでの土性選手の金メダル、多くのオリンピックのメダリストを輩出したレスリング競

技ではないかなと思っております。そのほかには、野口みずき選手がマラソンで金メダルを獲得するということもありました。

レスリングは、今では誰もが知る競技となりましたが、前回の三重国体当初では、まだまだマイナーな競技でありました。そのことについて、知事も御存じだと思っておりますが、元県議会議長の岩名秀樹さんが、レスリング協会の会長に就任をして、宇野理事長とともにたった2名のレスリング指導者が、三重県のレスリングを立ち上げた。高校がまだ二つの状況でありましたが、その状況が前回の三重国体の6年前のことでありました。協会の血のにじむような努力や選手強化などなどがありますが、その結果として、三重県も後押しをしていただいて、学校に道場を建設したり、指導教員の採用であったり、高等学校のクラブの増設であったり、様々なことをしながら、地域の多くの応援、協力をいただきながら、今に至っていると思っております。

今は、レスリングを行う高校が8校に増えて、県下でもちびっこレスリングが7カ所に増えております。

来年の東京オリンピックに内定した向田選手、これは四日市ジュニアの出身であり、吉田沙保里元選手を出した一志ジュニアも有名ですが、三重県レスリングの層は非常に厚くて、各地域に強い選手が今もひしめいています。そのような中、裾野を広げていくということが非常に大切になってくると思っています。

今、私たちは、最高の状態で三重とこわか国体・三重とこわか大会を迎えるわけですが、その高まった競技力を大会終了後の競技力強化にどのように維持、継続されていくのかということと、三重とこわか国体・三重とこわか大会は県下各市町で開催されるわけですから、実施競技を生かした地域活性化をどのように進めていくのか、知事並びに局長の考えを伺います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、国体で高まった競技力をどのようにに維

持、向上させていくのかという点について答弁をさせていただきます。

地域活性化のほうにつきましては、局長から答弁をさせます。

昭和50年、三重国体は本県選手が力を発揮し、天皇杯、皇后杯獲得という目標の実現とともに、本県選手の活躍が、県民の皆さんに夢や感動を与えることのできた、本県にとって歴史に残る出来事であったと受けとめています。

また、昭和50年三重国体で活躍したウエートリフティングの選手が、その後のオリンピックで銅メダルを獲得したり、レスリングの選手が指導者となって、次代を担う多くの選手を育成したという成果もありました。これはまさに、昭和50年三重国体のレガシーであると高く評価しているところです。

一方で、前回の三重国体以降の競技成績については、その後、この数年前までの本県の実績が、おおむね40位前後で推移し続けるという結果にとどまってきました。このため、今申し上げたような個々のレガシーは残されていますが、本県全体の競技力水準を維持、向上していくという意味では課題があったと認識しています。

こうしたことから、県では平成25年に、競技力向上対策本部を立ち上げ、私が本部長となり、国体後も含めた三重県競技力向上対策基本方針を策定し、計画的に取り組んできたところであります。

特に、国体後の競技力を維持、向上させていくという観点からは、少年種別についてはジュニア選手の育成、強化を担う指導者の量と質の確保が大切であり、例えば、チームみえ・コーチアカデミーセンターの受講者が、次に続く多くの指導者を自主的に育てていくような仕組みづくりが必要です。また、成年種別については、トップアスリート就職支援事業により、選手の県内定着を進めているところですが、国体後も企業に継続して支援をいただくことで、一定の競技力を維持するとともに、これらの選手が競技生活を終えた後も後進の育成や地域での指導に力を発揮していただけるような環境づくりが必要です。

これらの仕組みづくりや環境づくりについては、競技団体をはじめ、企業、学校など様々な関係者の連携や協力が不可欠であることから、これらの団体

等ときめ細かに協議を重ね、その具体化についてしっかりと議論していきたいと考えています。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 私のほうからは、各市町における実施競技を生かした地域活性化の取組について、答弁申し上げます。

昭和50年の三重国体におきまして、まず大台町ではボート競技が実施されましたが、町ではその後、大台町水上カーニバルが毎年開催されることで、その運営ノウハウが地元の皆さんの中で大切に受け継がれてきました。今ではすっかり地域に根づいて、県内外から多くの参加者が集まる大きなイベントに成長しています。これはまさに、当時の国体で生まれ、培われたレガシーが、地域の活性化につながっている好事例であると受けとめています。

一方、開催が2年後に迫りました三重とこわか国体におきましても、例えば名張市ではホッケー競技が行われることを契機としまして、ホッケーによるまちづくりを表明し、例えば、社会人チームやジュニアチームの設立、新たに整備しましたホッケー場を活用しました地元チームの練習拠点づくり、中学、高校部活動との連携など、ホッケーを生かした様々な取組を始めています。

実施競技を生かしました地域活性化としましては、このほかにもスポーツインフラを活用した大会の誘致や、スポーツ合宿の受け入れによる交流人口の増加など、様々な取組が考えられます。

こうした地域の活性化の取組は、まずは市町の皆さんに主体的に取り組んでいただく必要がありますから、県としましては、県内外のこうしたスポーツを生かした地域活性化の事例や、大会情報の把握、情報提供に努めるなどにより、引き続き市町を支援していくことで、国体という絶好の機会を逃すことなく、後々の地域づくりにしっかりつなげていけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 今、知事とか局長が言われたように、三重とこわか国体終了後も胸を張って自慢できるような体制づくりをお願いしたいと思っております。

それでは、続きまして3点目の質問に移らせていただきます。

これは、三重県農業の未来についてということで伺いをいたします。

本来ならば、1次産業である農林、水産業全てについて伺うところですが、今回は農業について伺うことといたします。

まず一つ目は、今ある三重県の農業を、将来に続けていくことが重要かということについて伺います。

私は、今の三重県で営まれている農業の形を大きく分けて、三つに分かれるのではないかなと思っています。

一つ目が、担い手を中心にした、土地の集積や集約をする、米や麦、大豆など生産品目はあると思いますが、大規模生産農業、基本的には人を雇って事業をしていることから、もうからなければならない、もうけるための工夫をしていく農業。

二つ目が、専門的な農業。これは家族的な農業になると思いますが、畜産やハウスで栽培するイチゴであったり、野菜であったり、お茶であったり、シイタケなどの菌茸類や花などなどたくさんの品種、その品種によって生計が成り立つような農家。

三つ目が、高齢者や退職者、会社勤めを行いながらのお米が中心になろうかと思いますが、野菜や果物を一緒につくって、小さな小さな兼業農家、小さな農家ということではないでしょうか。

このように、多種多様な農業がありますが、国の支援を受ける農業や、県の支援を受ける農業や、どこからも支援を受けない小さな農業があり、全ての農民は、今までは苦勞しながらもうからなくても土地を守りながら、健康で働けるという喜びをもとに毎日生活をしています。

国の政策や県の進める政策などを踏まえ、三重県で行われている農業をこれから続けていくことが重要なのか、持続可能な農業を目指すということ

で、知事の考えを伺います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農業において、この多様な農業経営を持続していくことについて考え方をということで答弁させていただきます。

本県の農業、農村は、南北に長い県土、海岸、平野部から山麓、盆地に至る高地、四季の変化に富んだ自然環境のもと、水田農業を中心としながら、野菜、果樹、花卉花木の園芸や、茶業、畜産業など多様な農業経営が営まれる中で、地域に根ざした産業として発展してきました。

こうした認識のもと、農業、農村を今後とも持続的に発展させるためには、水田農業をはじめ、施設園芸や茶業、畜産などの専門的な農業経営体の育成とともに、集落機能を支える小規模農家など、多様な農業経営の展開を促進することが重要と考えています。

県では、これまでも経営規模の拡大や複合化、6次産業化の促進など収益力の高い専門的農業の展開を促進していく取組である産業政策と、農村地域において多面的機能の維持、増進に加え、地域資源を活用した商品づくりや直売所を通じた地産地消など、価値の創出や磨きを図っていく取組である地域政策、産業政策と地域政策、これを車の両輪として施策を進めてまいりましたし、私、1期目から一貫して農業についてはこういうふうに進めていくべきであると申し上げてきたところであります。

今後とも、こうした取組を着実に進めることで、専門的な経営体をはじめ、小規模農家を含めた多様な農業経営が地域において展開され、農村活力が持続的に向上していくよう取り組んでまいります。

私が、とりわけ3期目において、もうかる農業に加えて、まさに、今、議員から御指摘があるような、多様な農業経営の持続というのが大事ですので、持続可能ともうかる農業というふうにさせていただいてきたところでありますし、現在、議論させていただいております、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）や来年度の三重県経営方針（案）などにおいても、そういう方向性で、持続可能ともうかる、これが両方大事だというような方向性で、

しっかり議論させていただければと思っています。あわせて、この場では申し上げません。この後の議論であると思いますが、担い手の育成においても大変重要であると思いますので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 今、知事言われますように、大規模農業も小さな農業も大事で、両輪で行かないとますますだめだというような時期に本当に差しかかっていると思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

（パネルを示す）ちょっとこの写真見ていただけますかね。

これ、田植えしている写真じゃないんですね。本当は、刈り取りがされる予定の田んぼです。稲穂がこけて、こけたところから、もう芽が出て、田植えした後のようになっています。これは、いい悪い関係なしに、担い手がやっているような田んぼの一つです。今の写真のような田んぼというのは、昔の私たちの農業ではこのような状況はなかったと思っています。一生懸命刈り取りをしたと。

以前に、ちょっと聞いた話なんですけど、農家に聞いたことでありますが、朝星、夜星という言葉があるように、日の出前から日が暮れる夜まで働き、稲穂の一つ一つまで残さずに収穫をしていたというふうに聞いております。このような写真を見ると、何か考えなければならぬことがあるんじゃないかなという思いがあります。その意味で、この写真を出させていただきました。

私たちが子どものころ、農業は大規模農業とか小農という呼び方はなくて、ただ農業と言っていたように思います。特に最近では、農村における少子化が進み、土地を守るということができなくなっています。農家にとって土地を守ることは農業をするということであります。私の地域でも、最近では担い手農家に土地を預ける農家が増えてきました。その理由の最たるものが、作業をする人が高齢になった、後継者と言われる方が農業をしないからであります。なぜかということをよく聞きますと、機械が壊れても新しく購入するには高い、余りにも高額過ぎる。作物をつくっても採算がとれない、いつも赤

字やと。以前は農繁期になると休むことができる会社もあったようですが、最近はなかなか休むこともできないなどの理由があります。

今まで、私たちの農業の中心は稲作農業をしながら、会社勤めをする兼業農家が多くあり、定年後は畑で野菜や果物などをつくりながら、産直販売所に商品を出し、少しではありますが収入があり、生計を立てる農家もありました。

産直販売所は、小さい農家にとっては救世主みたいな存在であったと思います。産直販売は、今は誰もが知っている販売スタイルですが、今のよう販売スタイルになったのは、私の知る限りでは、20年ぐらい前ではないかなと思っています。

少し説明をさせていただきます。

(パネルを示す) 皆さんも御存じのような産直販売をしているところです。こういう中、買い物を皆さんよくされていると思います。地元でとれた野菜や果物がたくさん並んでいる。また、加工品もあわせて一緒に並んでいるというような店舗であります。

三重県のことを少し説明しますと、2000年ころ、平成10年ごろになると思いますが、農家の生産物の出荷先はJ Aや市場が中心で、出荷できない商品のお裾分けということで、近所に配ったりしていたという状況があります。そういう中で、新しい販売方法ということでJ Aのスーパーの中で産直販売をするというようなことがスタートしました。

当初は、J Aだけの産直販売ということであったように思いますが、今では多くのスーパーも産直販売をつくって、産直をメインにしているような店舗もたくさんあります。自分たちの育てた野菜や果物などを販売でき、新しいスタイルの収入源ができたということで、その裾野は一気に広がったように思います。その当時、一生懸命生産をしてきた農家の皆さんは、今は一斉に歳をとって、今農業することができない農家が増えています。

後継者と言われる我々世代の産直農家は、生産するということはほとんどしない状況にあります。そのような状況の中で、土地を耕す人が減り、農地

が荒れる、産直売り場は売物がなくなる、消費者は地場産の野菜や果物を買うことができずに輸入品の購入頻度が高まり、食料自給率の低下につながるのではないのでしょうかという心配があります。悪い循環が始まっているような気がいたします。多くの商品をつくり出すのは、小さい農家がほとんどです。いずれ産直売り場はなくなってしまうのではないのでしょうか。先ほど見ていただいた写真、ほとんど小さい農家が出荷をしています。

(パネルを示す) 次に、この写真も少し見ていただきたいと思います。

これは、大きな道、県道沿いになるとありますが、今までは産直をされている方とかいろんな方が畑をしていたところですが、そこには太陽光発電のパネルが張られていますし、この周りにはたくさんの柵がつけられています。

今の状況を見ると、家の近くまで獣害と言われるイノシシや鹿や猿などがたくさん押し寄せて、柵なしでは農業はできないような状況になっています。この柵、太陽光のところでおばあさんがいたのでちょっと話を聞いてみたら、このあたりは本当に猿やイノシシや鹿が出て、もう農業はできません、柵をつくってやっておるけど、もう年やでようやんと言われています。それに年寄りばかりで、もう誰も後を継ぐ者はおらんというようなことを言われています。これは、どこの地域でも同じようなことだと思います。小さい農業を取り巻く環境は、本当に厳しいものがあります。高齢化の問題、後継者の問題、どの分野においても当てはまることと思いますが、今のままの農業政策では、存続が心配でなりません。

今の政策の大きな柱は、後継者不足の中、国から求められる農業は競争力の強化、農地の集積拡大、担い手による大規模農業、高級製品の輸出拡大を念頭に、大規模集約化の取組、大規模農業へのシフトが加速をしています。そのことを否定することではありませんが、食料自給率が昨年度はこれまでの最低と並ぶ37%でありました。このままの状況が続けば、農業そのものの存在も危ぶまれ、食料自給率がどうだ、地産地消がどうだというような議論もナンセンスに思えるような状況であります。消費者の求める食品は、安いだけでは満足はいたしません。新鮮で、安全で安心して、そして安く食べられ

ることが求められているのではないのでしょうか。もっと欲を言えば、どこの誰々さんが、どこでつくった有機野菜や、無農薬野菜というふうに、付加価値が多いほうが目を引くのではないのでしょうか。農村環境を守るため、原風景の存在ばかりを求めているものではありませんが、今では特に中山間地の農地は荒れ果て、獣害動物の住みかへと変わりつつあります。農業がなくなった地域を想像してください。農業の多様性を発揮できる農地づくりや作物づくりを進め、収入が望める対策が何よりも必要であります。

参考までに、農家の数と農地面積のことをお伝えいたしたいと思います。

平成22年の農家総数、これ三重県ですが、5万2355戸であります。5年後の平成27年の農家総数は、4万2921戸、5年間で9434戸が減ったということです。土地についても平成30年度の農地面積は、5万8900ヘクタールで前年に比べて400ヘクタール、この1年で減少しているということでもあります。このことを踏まえ、後継者不足の小農と言われる家族農業の次世代育成について伺いたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 後継者不足等々、小規模な農家におけます課題についての県の取組ということでお答えをさせていただきます。

経営規模が小さい農家については、自家消費や直売所での販売等を目的とした米や野菜の生産、農村地域の共有資源である農地や水路、農道等の保全管理などに取り組んでいただいております、農業、農村を持続的に発展させていく上で欠かせない存在であると考えております。

このため県では、こうした小規模農家も対象に人材の確保、育成に向け、ＪＡなどが取り組む定年後農業を志す人たちなどを対象とした研修への支援、地域活性化プランの推進を通じた、地域の資源を活用した共同活動の実践促進。さらに水田を中心に、地域の農業者が連携して営農に取り組む集落営農組織の育成、また農地や水路、農道等の保全に向けた地域の共同活動への支援などを進めておるところでございます。

こうした取組の中で、地域では様々な活動が生まれてきており、例えばＪＡ

伊勢で行われております定年後に農業を志す方や、女性等、様々な主体を対象とした野菜づくりを研修する野菜塾の取組や、大紀町での朝市への出張販売を通じた地域コミュニティの育成、度会町での野菜などの生産を水田営農に組み入れた集落営農の体制づくり、また玉城町では地域住民の参加によりますコスモスまつりでありますとか、イチゴ狩りなどのイベントを活用した農地の保全活動などの取組が展開されておるところでございます。

今後も引き続き、若者から定年後に農業を志す人たちに至る様々な主体が、農村において多様な営農活動に参加する機会を創出することで、地域農業を支える人材の確保、育成につなげ、農業、農村が持続的に発展していくよう取り組んでまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 今、いろんな対策をしながら、小さい農業も見捨てずに進めているということでもあります。

先ほども言いましたが、県下の農家の数が減っておる、土地も減っておるということが余り進まないように政策のほうをお願いしたいと思います。

いろんな政策をやったその結果、いや、土地も減らんだよ、農家も減らんだよという状況が一番いいと思います。政策をやっても、どんどん減っていくということでは、いろんな施策をやったことが実にならんということでもありますので、ぜひとも実になる政策を進めていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の質問になります。時間あと9分ほどでございますが、豚コレラ対策ということでお伺いをいたします。

このことについては、もう知事も私たちの議会のほうからもいろいろ質問して、本当に危機的な状況になっているということは、新聞でももうみんなわかっている状況だと思います。

国もワクチン接種に向け、何とかするよという返事を出した。それについては推奨地域に三重県は指定をされて、ここ2カ月以内に知事の判断で接種ができるというところまで進んできていると思いますが、住民の皆さん方は、

非常に心配事が多く、たくさんあると思いますので、風評被害であったり、その辺をきっちりと県として消費者の皆さんや県民にお伝えすることをお願いしたいと思っています。

県は、ワクチン接種に向けて、この2カ月間という期間がありますので、やらなくてはならないことがたくさんあると思っています。速やかな対策ができるようにお伺いをしたいと思っています。

ワクチン接種に係る体制ですが、県下の獣医師の数も限られておりますし、10万頭近い数の肥育豚や、養豚業者がたくさんあります。管理する豚舎、施設の数も含め、細心の防疫体制を考えてみますと、獣医師がワクチン接種に向けて、次から次へ牧場に向かい、車で移動していくというのはなかなかできないような状況ではないかなと思っています。どのような段取りをもって接種をしていくのか、接種の方法であったり、獣医師の数であったり、日数的にどれぐらいかかるのかということも含めて、見解をお聞きしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 飼養豚へのワクチン接種につきまして、必要となる獣医師の数や接種にかかる期間など、具体的な計画についてお答えさせていただきます。

昨年9月、国内で26年ぶりに発生しました豚コレラは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この1年間に中部圏を中心に約13万頭の飼養豚が殺処分されるなど、甚大な被害をもたらしております。そのような中、本年9月20日に、国はこれまでの方針を転換し、飼養豚に対して、知事命令による予防的ワクチンを接種できるよう、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を見直すことを決定しまして、さらに9月27日には指針の見直し案が示されるなど、ワクチン接種に向けた調整が進められておるところでございます。

県内では、現在約10万4000頭の豚が飼育されており、これらの豚全てにできるだけ早くワクチンを接種するための計画づくりに取り組み始めていますが、現在のところ、ワクチン接種を実施するに当たっての具体的な取組手順

等は示されていないというような状況でございます。

ワクチン接種に必要となる期間につきましては、こうした状況のもとで、県の家畜保健衛生所等の獣医師55人を衛生基準にのっとったローテーションでフル投入することを想定した場合には、単純計算ですが、2週間から3週間が必要になると見込んでおります。

県としましては、生産者の皆さんの不安や危機感を少しでも早く解消し、安心して養豚業を営んでいただけるよう三重県獣医師会等関係機関との協力体制を早急に構築しまして、ワクチン接種が可能となった段階で速やかに接種を開始するとともに、できる限り短い期間でワクチン接種が完了できるよう準備を進めてまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 今、獣医師が55名、約二、三週間かかるということであります。生産者は本当に早いワクチン接種を望んでおりますので、できるだけ速やかにことが運ぶようお願いをしたいと思います。

また、令和元年度の狩猟期間が11月1日から始まります。

豚コレラに感染したイノシシが捕獲された地域では、禁猟区域というふうになると思いますが、禁猟区域内に住んでみえる猟友会の方々の行動について、行動というんですか、猟場というんですか、猟域について、県の対策、どのように考えているのかお願いしたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） 豚コレラの感染が確認された地域及びその近隣地域におきまして、狩猟が実施されることで、そのイノシシの行動範囲が拡大するおそれがあること、あるいは狩猟者、車両などに豚コレラウイルスが付着して、それ以外の地域にウイルスを拡散してしまうおそれがあるということで、北勢地域の経口ワクチン散布をしておりますエリアにおきましては、11月からの狩猟期間における狩猟禁止の措置を講じるということとしております。

一方、経口ワクチン散布エリア以外の地域では、狩猟禁止の措置というのは講じてはおりませんけれども、先ほど申しました狩猟者によるウイルスの

拡散、あるいは野生イノシシへの拡散、感染拡大のおそれが想定されるということで、今期の狩猟者登録証を交付する際に県内外の全ての登録者の方に対しまして、車両あるいは靴、衣服の洗浄など、狩猟活動時の防疫への協力について周知をすることとしております。

なお、経口ワクチン散布エリア外におきましても、野生イノシシへの豚コレラの感染が確認された場合は、当該市町のエリアは、速やかに狩猟禁止の措置を講じたいというふうに考えてございます。

このほか猟友会への依頼でありますとか、県ホームページへの掲載により周知を図ることで、経口ワクチン散布以外の地域での野生イノシシへの感染拡大の防止にもあわせて努めてまいりたいと思っております。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） それでは、最後の質問になると思いますが、イノシシの行動範囲は非常に広いというふうに言われています。そういう中で、感染地域のイノシシについては、捕らまえたものを全て検査しておるという状況であると思いますが、感染地域以外の県下地域において、捕らまえたイノシシについて、今後どういうふうな検査体制をとっていくのかお願いいたします。

○議長（中嶋年規） 答弁は簡潔に願います。

○農林水産部長（前田茂樹） 経口ワクチン散布地域につきましては、現在ワクチンの散布と調査捕獲を進めておるところでございますが、散布地域以外の市町でも25地区におきまして、猟友会の皆さんの協力のもと、今後、野生イノシシの豚コレラ検査を実施するということで、毎月定期的に散布地域以外での野生イノシシの豚コレラの感染状況をモニタリングしていくこととしております。

引き続き、豚コレラの感染拡大防止に向けて、関係者と緊密に連携し、県内全域での野生イノシシの豚コレラ感染状況を的確に把握し、必要な対策を講じてまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） この豚コレラ問題については、本当に多くの生産者を含

め、商品を利用している消費者も含めて心配しております。これ以上、広がらないような対策をよろしくお願ひしたいと思います。

これで、今回、用意をさせていただきました質問、全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 48番 前野和美議員。

〔48番 前野和美議員登壇・拍手〕

○48番（前野和美） 皆様、お疲れさまでございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思ひます。

自由民主党県議団、津市選出の前野和美でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬老会が各地で開催をされまして、私も来賓としてお招きいただきました。お祝いの御挨拶をさせていただいたところですが、そこでのことでございまして、人生100年時代、課題は人生の後半を元気で楽しく暮らすためには、健康寿命を延ばすことです。知事がよく言われる言葉を引用して、S o c i e t y 5.0、こんな時代が来ましたと、近未来の時代の健康管理は、お医者さんに行つて、ここが痛い、気分が悪い、自主申告をして、ドクターの判断のもとでお薬をもらつて帰るという、こういうのが現時代でございまして、S o c i e t y 5.0の時代では、お医者さんに出かけなくてもよろしくなります。皆さんの健康管理は、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによつて、ウェアラブル端末やクラウドを介して、皆さんの個人の心拍数や血圧や睡眠時間、消費カロリー、日常運動量、皆さんの生活状況がリアルタイムでドクターに届くようになると、必要なお薬はドローンで運ばれてきますよ、S o c i e t y 5.0の時代が来ましたと、こんな話をさせていただいた。終わつてから、前野さんと呼びとめられまして、あんたの挨拶はいつも声が大きくて、よく通つて、何言つてもわかりやすい話してくれるんで楽しく、今日も楽しみにしてきたんですけれども、今日の話は、90歳を超えた私には何のことか、皆目わからんだわと、こんな話で

ございまして、心の中で言うておる本人もよくわかってないんだわと、こう思いながら、済みません、話のＴＰＯを間違えましたと言うたら、ＴＰＯって何やんと、漫才のかけ合いみたいなことになってしまいました。

知事は言語明瞭、マイクの要らない知事ということで名をはせておりますが、言語明瞭、意味不明と言われた政治家もおられまして、最近は横文字で表現をすることが非常に多くなってきました。私ももっと勉強をしっかりと、もの言わないかんなど、こんな反省をいたしております。

余談はこれぐらいにいたしまして、本題に入らせていただきますが、まず初めに、知事が提案説明でも触れられました新しい豊かさを享受できる「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を、健康面で捉えて、知事選挙での公約にもなっております、全国トップクラスの健康づくり県について質問をいたしたいと思います。

今井議員からも、三重とこわかマイレージ事業への取組として、同趣旨の質問がありましたが、少し角度を変えながら質問していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

みえ県民意識調査によると、県民の皆さんが幸福感を判断する際に最も重視したのは、健康状況で68.2%、県民の皆さんが重要と考える政策分野では、医療が67.5%となっています。

人生100年時代と言われていますが、9月16日の敬老の日にあわせて、県内100歳以上の高齢者数が公表されました。県内の100歳以上は1040人と過去最多を更新し、今後も高齢者数は右肩上がりに増えていくことが予想されます。

高齢化社会が進む中、日常的に介護などを必要とすることなく、日常生活に制限のない期間、いわゆる健康寿命の延伸が重要となっておりまして、高齢化や生活習慣の変化によりまして、県民の皆さんがかかる疾病のうち、生活習慣病に占める割合が高まっております。

健康寿命を延ばすためには、健康づくり、疾病等予防への取組が大切であります。疾病等の予防に取り組むことによって、医療や介護にかかる費用の

抑制につながり、ひいては増大する社会保障費の抑制にもつながります。

県民の皆さん一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むだけでなく、企業等も健康経営の側面から、従業員の健康管理に取り組むことが重要となってきております。近年、企業を取り巻く状況は大きく変化してきております。従業員とその家族の健康という要素が、企業経営に大きな影響を与える可能性が生じてきております。生産年齢人口が減少し、労働力の確保のための従業員の雇用期間の延長等を積極的に図らなければならない状況となっております。従業員の健康状態の悪化は、労働力の減少と生産性の低下につながり、さらには人材の定着率の悪化ももたらすことも想定、想像されます。既に企業においては、健康経営の取組について、力を入れておられます。

県もしっかりと応援して、支援していただきたいと思います。知事選挙の政策集に書き込まれた、全国トップクラスの健康づくり県へ、と健康づくりに対する意気込みを大きく打ち出されております。

そこで質問ということになるんですが、健康づくりトップクラスを目指して、今後どのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人生100年時代を迎える中での、健康づくり全国トップクラスを目指した取組ということであります。

本県では、三重の健康づくり基本計画ヘルシーピープルみえ・21に基づき、保健医療関係者の皆さんの御協力のおかげで、様々な取組を進めてきたところ、健康寿命で女性が全国第2位、がんの75歳未満の年齢調整死亡率は低いほうから全国第5位となるなど、一定の成果を上げてきています。

しかしながら、県民の死因の第1位であるがんの死亡率のさらなる低減や、人口10万人当たりの受診者数が全国で2番目に多い糖尿病等の生活習慣病対策、第7回みえ県民意識調査においても、約半数の県民の皆さんが健康づくりに取り組んでいないという結果を踏まえた、主体的に健康づくりに取り組める環境づくりなど、解決すべき課題も多くあります。

一方、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、第8回みえ県民意識調査、昨年実施しましたが、県民の皆さんが幸福感を判断する際に重視した事項で、健康状況が最も高くなり、また平成28年度経済産業省のアンケート調査によれば、若者が企業を選ぶ条件として重視するのは、企業が従業員の健康や働き方に配慮していることとなっていますので、健康づくりの取組を進めていく必要性はますます高まっています。

そこで県としましては、人生100年時代を迎える中、県民の皆さんが健康に不安を感じることなく、元気に過ごしていただける、誰もが健康的に暮らせるとこわか三重の実現を目指し、企業、関係機関、団体、市町などの103団体の代表者で構成する三重とこわか県民健康会議において、県民の皆さん自らが主体的に取り組む健康づくりや、企業の健康経営の取組を推進するなど、オール三重で健康づくりに取り組む機運の醸成を継続して行っていくとともに、好事例の横展開を図ります。

さらには、議員のおっしゃっていただいたことで、ちょっとなかなか言いにくいんですけども、SDGsやSociety5.0などの新しい考え方を取り入れ、健康無関心層へのアプローチや、データ、テクノロジーを活用した新たな取組にもチャレンジし、健康づくりの取組を加速させていきます。

新たな考え方を取り入れた取組としましては、例えば、がんの検診受診率の向上を図るため、対象者に選択の余地を残しながらも、よりよい方向に誘導する行動経済学の言葉で、日本語で肘突きという意味なんですけれども、ナッジ理論を生かしたがん検診の受診勧奨について、県内全市町での導入を目指す健康づくり、また生活習慣病を予防するため、健康無関心層などを対象にウェアラブル端末の活用により、日々の行動データを蓄積することで行動を見える化し、データやSNSの健康情報の活用により、行動変容を促すとともに、得られたデータを分析して、エビデンスを構築するデータやテクノロジーを活用した健康づくりなどに取り組んでいくこととします。

これ以外にも、議員からもありました企業が健康経営を行うインセンティブになるような取組も積極的に検討してまいります。

これらの方向性を具現化するための令和2年度予算については、健康づくり関連をしっかりと盛り込んでいきたいと思います。

今後も、人口減少が進行する中、若者から選ばれる三重になるためにも、まさに健康づくりなくして地方創生なしとの決意のもと、県民の皆さんと一緒にオール三重で健康づくりトップクラスを目指して、取り組んでまいります。

表みたいなのをイメージしていただくと、横、がん対策、今、県民の死亡率が一番のがん対策、生活習慣病、環境づくり。これに対して、縦、個人、地域、企業、テクノロジーこういう表みたいなのをつくって、今のところ、例えば環境づくりの企業のところをもっと深掘りしていくとか、そんな形でこの表みたいのを考えながら、がん対策、生活習慣病、環境づくり、個人、地域、企業、テクノロジーこういう形でそれぞれを深掘りしてやっていく、充実させていく、そんな形で考えていきたいと思っています。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） ありがとうございます。

さすがに、なかなか横文字の耳に聞きなれない言葉が飛び交いますので、非常に苦労しておりますけれども、実はこれ（現物を示す）、腕時計、これウェアラブル端末って言うんですね。これね、前議長の前田さんがつけてみえたので、ええの持っておるなと思って、一緒のように買うたんです、私も。買うたんやけど使い方がわからんもんで、ずっと眠っていたんですが、この間、北海道へ視察に行きましたら、東議員がやっぱり同じようなのを持ってきて、あれええな、それで取り出してみようかと思って、実は、この質問をするに当たって、やっと思えるようになったというのが現状でございますので、これで健康管理をしようということで心拍数もはかってくれますし、脈もとってくれますし、血圧まで調べてくれます。そういうデータを全部、パソコンとあわせて見えることになっていますので、非常に便利なものだな、これが将来のSociety 5.0の世界では、大きな役割をしていくのかなとそんなことを思っています。

そこで、いろいろ調べていましたら、国の施策として、Society 5.0という取組がされているんですけれども、このウェアラブル端末を利用して、患者の情報をクラウド上で保管して、そしてドクターがそれを見ながら個人の健康管理をしていくという、そういう取組が既にもう三重県ではなしに、他県ではスタートしているという話も聞いております。このウェアラブル端末をどんなふうに配るのか、わかりませんけれども、三重県も将来こういう形に進んでいくんだろーと思いますので、その辺の目標、何かありましたら、少し聞かせていただけたらありがたいと思います。

○医療保健部長（福井敏人） 来年度の予算に向けて、今、しっかりと検討を進めておるところでございますけれども、健康寿命の延伸のプランというのがありまして、その中でもやはり生活習慣形成であるとか、疾病予防とか、重症化の予防、さらには介護予防とか、フレイル対策とよく言われる虚弱という部分でありますけれども、そうした視点の中で、やはり、今おっしゃったウェアラブル端末なんかの情報から、エビデンスをしっかりとまずはとって、どのような施策を展開していこうかということを、今考えておるところでありまして、目標については、今、検討しておるところでございますので、また改めて御報告させていただきます。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 御答弁ありがとうございました。

三重県もそんなような方向で進んでいるということだけは確認ができましたので、私も人生100年時代というこの時代に入りまして、人生の後半、これを青春時代のような気持ちで過ごせることが私の願いでございまして、健康でこれからも頑張っていくことをお誓い申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次、2問目でございますが、子どもを虐待から守る条例の改正について質問をさせていただきたいと思います。

平成16年3月に議員提出条例として、全国に先駆けて制定をされました、子どもたちを虐待被害から守るための基本的な考え方や県の責務、地域社会

の役割などを明記した子どもを虐待から守る条例でございます。制定された当時、私も議論にかかわらせていただいた一人として、すごく責任感を感じております。

制定から15年を経過する中で、関係法令の改正や社会環境の変化を踏まえた条例改正が執行部において進められているとのことでございます。6月の代表質問では、我が会派の中森代表の問いかけに、改正に向けた力強い思いを知事から御答弁いただいたところでございます。今後、具体的な見直し案が示されてくる時期が近づいてきているということでございまして、条例に盛り込んでいく具体的な視点などについて、改めて質問させていただきたいと思います。

適切な一時保護ということでございますが、全国的に児童虐待相談件数が増加する中で、8月末に発生した鹿児島県出水市や千葉県野田市、東京都目黒区の事件など、全国では虐待被害の痛ましいニュースが後を絶たず、私も含めて多くの皆さんも心を痛めておられることと思います。

毎日新聞の記事を見ておりましたら、東京の児童相談所の元職員で、一時保護の対応というのが指摘をされておりました。

鹿児島県のケースにおいては、過去に児童が徘徊で保護された際の警察からの通告に対して、一時保護が行われなかったこと、また千葉県のケースでは、父親が虐待を否定したことで一時保護を解除したこと、東京都のケースでは、一時保護の解除後に病院であざが発見された際に、再度の保護を行わなかったこと。いずれのケースでも適切な一時保護を行えなかったことを指摘しておられることから、虐待の重篤化を防ぐためには、適切な一時保護が重要であると再認識したところでございます。

厚生労働省からも9月11日付で、全国の児童相談所や自治体に対して、虐待のおそれがある場合はちゅうちょなく一時保護をするよう求める通知が出されております。

もう1点は、転居の際、適切な連携の視点という意味で申し上げます、さらにもう一つの重篤なケースとして、転居先と転居元の児童相談所や市町

村間での引き継ぎが不十分であったことが指摘されております。児童相談所が支援を行っている家族が転居した際に、関係機関での十分な引き継ぎや連携を行うことはケースの重篤化を未然に防ぐためにも有効であります。こうした引き継ぎがしっかりと行われるよう担保することが重要であるということもこれも明らかになっております。

それで条例改正の課題なんですが、本県ではこれまで一時保護等の判断を児童相談所が適切に行うためのツールを全国に先駆けて開発、運用してこられたことや、児童相談センターへの市町の支援担当者の配置や警察職員の配置など、関係機関との連携強化などに取り組んでこられたことは、承知をしております。

安倍総理が三重県に来られて、児童相談センターを視察していただいたときにも、私も知事とともに副議長として同席をさせていただいたんですが、児童相談所の職員の一時保護や家庭への支援体制について、警察と一体となって取り組んでいることなどの説明がございました。

安倍総理も全国に数少ない事例であると感心をしておられました。こうした取組の成果を踏まえて、県内で重篤事例の発生を防ぐためには、さきに申し上げた適切な一時保護と転居する際の適切な連携、この視点を改正条例や今後の取組に生かしていく必要があると考えていますが、条例改正に当たって、適切な一時保護対応と転居の際の適切な連携などをどのように担保して書き込んでいくのか、また、今後どのように実際に条例を生かしていくのか、取り組んでいくのかについて、当局の考え方を伺いたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 子どもを虐待から守る条例、その中での適切な一時保護、また転居の際の適切な連携について、お答えいたします。

本県において、児童虐待相談対応件数が増加する中、全国でも痛ましい児童虐待の事案が相次いでおり、これらの事案が重篤化した要因の一つとして、適切な一時保護がなされなかったことが指摘されております。こうした事案では、一時保護がなされなかった理由としては、虐待かどうかの判断がつか

なかった、一時保護による家庭との関係悪化を心配したといった児童相談所の説明が聞かれることが多くあります。

本県においては、平成24年に発生した2件の乳児虐待死亡事例への反省から、一時保護の適正化においては、子どもの安全を全てに優先するというポリシーを掲げ、児童相談所職員の研修強化や独自のリスク評価のためのアセスメントツールの開発、運用などに取り組んできました。こうした取組を通じて、児童相談所職員には、子どもが安全な環境であることを確認するために、一時保護をちゅうちょしないという意識が浸透しております。また、県内の保育所、幼稚園などでも、子どもの様子で気になることがあれば、ためらわずに通告するという対応をしていただける施設が増えております。

早期に適切な保護を行うことで、一時保護期間の短縮、再発率の低下といった結果にもつながっており、現在、実証実験を行っているAI技術の活用等により、判断の精度向上を図るなどして、今後ともより適切な対応を行っていきたいと考えております。

一方、一時保護を含む児童虐待対応において重要となるのが、関係機関の情報共有と連携です。現在、本県では29市町全てに要保護児童対策地域協議会が設置され、市町、警察、医療機関、学校、保育所、民生委員、児童委員などが参画して、特定妊婦や要支援児童への支援、要保護児童の適切な保護に取り組んでいます。

しかしながら、情報共有においてリスクが高くなるのが、転居の場合などであり、地域をまたいで情報共有や保護支援を確実に実施するためには、まず児童相談所の強化とともに、子どもや子育て家庭に最も身近で地域協議会の中心となる市町のさらなる体制強化が重要であります。

そこで、今後、県として、子ども家庭総合支援拠点の設置などに向けて、一層強力に支援を行っていきたいと考えております。

このたびの条例改正に当たっては、適切な一時保護や関係機関との連携、情報共有などこれまでの取組の成果を踏まえ、子どもの安全確保の方針をより強くあらわしていきたいと考えております。

この条例が引き続き、子どもの権利を尊重し、子育てを支えていくことのできるものとなるよう議論を深め、改正を機に、子どもや子育て家庭に寄り添ったより一層の支援が行えるよう検討してまいります。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 御答弁をいただきました。

適切な一時保護の対応だとか、転居の際の適切な連携、これについては、る説明をいただきましたので、しっかり頑張ってやっていただいているなということは確認させていただきました。ただ、条例改正について伺いをしたのですが、この二つのところを条例の中で取り込めるのかという話をさせていただいたんですが、その辺は御答弁なかったもので、またもう一度確認したいと思います。もう一つ気になるところがございまして、子ども本人からの虐待を受けているよという声を出すところが、この条例にも全くないということはないんですが、子どもを虐待から守る家というのがあって、これ条例の第21条なんです、その第1項に子どもからの相談に応ずることとあるので、子どもを虐待から守る家へ行って、実は虐待を受けているんですよという相談はできることになっておりますけれども、もっとしっかりと、どこでも子どもが直接そういう行動ができるような、そんな条例、書き込むところはないのかな、この3点、もう一度確認させてください。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 一時保護の適正化につきましては、まず児童福祉法の改正もございまして、条例の基本となるところに子どもが権利の主体である、子どもの最善の利益を守ると明記させていただくことでその担保をしていきたいと思います。

また今回、児童福祉法の改正等により市町の責務もはっきり明記されておりますので、この条例においても転居の際の関係者間での適正な引き継ぎということは、条例にも盛り込みたいと思っております。ただ、条例で全てを盛り込む、明記するかどうかということは、法令上のこともございますが、現在、条例改正とともに、各種子どもに関する計画をつくっておりますので、そこら辺でも担保していきたいと考えております。

次に、子どもの声の受けとめでございますが、御指摘のような子どもの声を受けとめる体制につきましては、子どもを虐待から守る家以外にも、例えば、県が設置しております、こどもほっとダイヤルにおきまして、子どもの声を児童相談所につなげるとか、そういう体制もできておるとともに、実は子どもというのは、そもそも本当の声をなかなか出しにくいというところもございますので、相談対応のプロセスにおきまして、子どもの真の声、気持ちを受けとめることを尊重するアドボケイトという、そういう仕組みにも全国に先駆けて取り組んでいるところでございますので、今後とも子どもたちの声をしっかり受けとめる体制の確保を条例の中にも盛り込んでいければと思います。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 大体、条例を改正する趣旨というか、見通しというんですか、そんなほうが確認をできましたので、しかし、これから我々議会とも議論していただくということでございますので、しっかり議論しながらいい条例をつくっていただけますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

3点目は、観光振興についてということで質問させていただきます。

6月に発表されました平成30年観光レクリエーション入込客数推計書によりますと、県内の観光入り込み客数は、4年連続で増加をしております。過去最高を記録いたしました。昨年をさらに上回る約4261万人という数字になっております。また、観光消費額にしましても4年連続で増加をしております、昨年をさらに上回る5338億円となっています。神宮式年遷宮があった平成25年に次ぐ、過去2番目ということになっております。観光で地域の稼ぐ力を伸ばす、観光の産業化に向けた取組が着実に実を結びつつあるものとして、一定評価をしたいと思います。

ただし、推計書を地域別に見てみますと、中南勢地域だけが減少しております、平成29年の数字でございますが、795万5000人から、平成30年には、

778万5000人、約2.2%減少、特に津市の入込客数がひどくて、414万5000人から393万9000人と約5%も減少しているという状況になっております。

津市には平成29年11月に、御影堂と如来堂が国宝指定された高田本山専修寺や浅草、大須と並んで日本三観音の一つに数えられる津観音、清少納言の枕草子で有馬、玉造とともに日本三名泉として書き記した七栗の湯、現在は榊原温泉と称されておりますが、こうした歴史や文化などの魅力のある観光地が点在をしております。

過去にも一般質問で中勢地域の観光促進や平成30年2月の代表質問でも、国宝に指定された高田本山専修寺を生かした観光振興について議論をさせていただきました。県当局の答弁を読み返しておりますと、平成24年のことなんですが、親鸞聖人750回忌をお迎えすることとなって、全国から20万人の参拝客が来られる、お寺さんである専修寺を中心に、一身田地区まちづくり推進協議会、ガイドボランティア、榊原温泉旅館組合、旅行会社、それからあるいは津市などの皆さんと一緒に、観光振興に取り組んでいこうということで、見る、食べる、体験するといったまち歩きルートづくりなど、旅行商品をしっかりつくって取り組んでいくと、こんなふうに宣言をされているんですが、その後、御影堂や如来堂も国宝となったんですが、観光価値は高くなったんですけれども、一向に観光商品が売れないのかどうかよくわかりませんけれども、依然として観光が低調にあると、そういうことでございまして、しっかりとよろしくお願いを申し上げたいと思います。

前にも申し上げたんですけれども、専修寺に行って話を聞いたときの話なんですが、参拝者に配慮した受け入れ態勢は十分整っていると、山門に入ったら、障がい者や高齢者のための車椅子も準備しておりますし、如来堂や御影堂へ上がるためのエレベーターも設置されていると、トイレもバリアフリーの多機能トイレも整備しましたし、参拝者の方々が来られたら、機縁を大事にしたいと、こんなふうに寺側も言われておりましたので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。榊原温泉につきましては、観光入込客数の減少が続いておりまして、観光旅館も過去は11軒あったんですが、今で

は榊原温泉のホームページを見てみますと6軒というふうになっておりますが、実際に宿泊客を受けているのは、実態としては4軒に激減をしております。

過去では、関西の奥座敷と言われたこともありまして、どこの旅館も観光バスが押し寄せて、大変なにぎわいを見せていました。旅行の形態も変化したことにもよりますけれども、個人旅行が中心となって、多様な観光スタイルが求められる中、魅力ある新しい観光ルートや多様性を発揮するためには、観光地域が変わらなければならないと思っております。そうした意味で、津市においては、昭和63年にオープンをしました榊原自然の森温泉保養館湯の瀬、これのリニューアルを考えておられるようでございまして、公設民営の施設として、建てかえ整備をしていくという発表がされております。

現在は、関心表明募集が終わりまして、4件のODBの提案があるようでございます。ODBの企業には、津市及び榊原温泉郷の活性化への貢献を含んだ提案を求めており、想定する事業としましては、温泉施設に特化した事業者や、それからレストラン、カフェ、ショップ、物産販売、キャンプ場等のODB事業者として、得意な分野に取り組むことができる、そんな想定をしながら、建設費にかかる費用は津市が全て持つと、負担をするということで進んでおりまして、榊原自然の森温泉保養館湯の瀬の建設が榊原温泉郷の活性化に火をつけてくれればと期待をしているところでございます。

前置き長くなりましたけれども、三重県に訪れる観光客の周遊促進を含めて、中勢地区の観光振興において、これまでとは違った地域の特徴を生かした取組をしていただけるのか、これからも頑張っていただけるのか、お尋ねをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、中勢地域の観光振興にどう取り組んでいくのか、お答えさせていただきます。

県では、周遊性、滞在性を向上させ、観光消費拡大につなげるために8月から観光客がスマートフォンを使って、県内各地の施設をめぐり、お得な

サービスが受けられ、プレゼントに応募できる、「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」を実施しています。

現在、中南勢地域では、7月にオープンした工場一体型テーマパーク、おやつタウンや榊原温泉の各宿泊施設等の74施設と連携協力して取り組んでおり、今後さらに連携協力施設を増やすなど、より周遊、滞在を楽しんでいただけるよう取り組んでいきます。

中南勢地域の観光振興では、平成31年2月に高田本山専修寺、道の駅かわげなどの6施設が、きたとびあ創造会議を設立し、地域自らが津市北部地域の観光誘客、地域活性化に取り組んでおり、3月には津市北部地域の花の名所や、文化施設などをめぐる、花めぐりフォトコンテスト&スタンプラリーを実施し、中南勢地域以外からも多くの方に参加いただきました。

観光局におきましても、会議に参画し、三重県観光連盟と連携し、情報発信に取り組んできたところです。

また、新たな誘客促進の取組の一環として、平成30年4月に関係機関が一体となり、三重県クルーズ振興連携協議会を設立し、クルーズ船の誘致に取り組んでいます。クルーズ船の誘致は、多くの乗船客を県内各地へ誘客するチャンスであり、地域が一体となって特色ある観光資源を生かした取組を進めています。

具体的には、四日市港からの新たなオプションツアーを造成するため、クルーズ船のツアー造成担当者を高田本山専修寺や高野尾花街道朝津味、六華苑などそれらの現地に招き、北勢地域から中南勢地域にかけての新たな周遊コースの提案や、地域独自の体験プログラムづくりを行っています。さらにクルーズ船社から、本物で特別感ある寄港地観光ツアーを造成したいので、三重ならではの専門家を紹介してほしいという要望があり、国宝に指定された高田本山専修寺や伊勢木綿の職人など、地域で活躍する様々な分野の専門家をローカルパートナーとして紹介しています。

県としましては、多様化する観光客のニーズに対応し、本県への誘客を促進するとともに、周遊性、滞在性を向上させるため、「答えてラッキー！ス

マホでみえ得キャンペーン」や、客船誘致などの取組を官民一体で展開するとともに、地域における取組や新たな観光施設の情報発信など、市町、関係団体等としっかり連携し、取組を引き続き進めてまいります。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） しっかりと中勢地区を中心とした観光振興について、これから県との取組をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

観光に大きく貢献している、ゴルフツーリズム、知事が提案されて、三重県のゴルフ場は非常に数が多いですね、68カ所ありまして、全国でも有数のゴルフ場、ゴルフ地域ということになっています。

そのうち、中勢地区には県内最多の17カ所のゴルフ場がございまして、特に、青木議員もこの間紹介されたのですが、第52回日本女子オープンゴルフ選手権が白山ヴィレッジゴルフコースで開催をされます。

実は、昨年、三重県議会が当番だった東海4県の議員ゴルフ大会も、ここで開催されましたし、なぜそこでやったかという、男子のシニアがあつて、コースが非常に整備をされているということでもあったので、そのコースでやらせていただいたんですが、成績はまあ別にしまして、今年もこの日本女子オープンゴルフの後、また、東海北陸7県の県議会議員の大会が、この白山ヴィレッジで開催をされます。私は残念ながら参加はできませんので、申しわけないですが、ゴルフもこういう意味で随分、貢献してくれております。

この日本女子オープンゴルフは、10月3日から6日にかけて開催されますので、なかなか駐車場がないということで、随分騒いでいるようですが、青木議員のところ、隣ですので、あそこへこそっと置いていただいて、ぜひ参加をしていただけたらありがたいなと、そんなことも思っております。ゴルフツーリズムと同じように、釣りツーリズムも要望もしたいなとは実は思っておりますんですが、もう時間がなくなってきましたので、またの機会にさせていただきますまして、釣りツーリズムは津田議員におまかせをするということで、最後になります。

4点目の質問に入っていきたいと思います。

4点目は、農業の抱える課題ということで質問させていただきますが、まず、一番目に農地集積の推進体制の強化ということで質問させていただきたいと思います。

農業の人手不足の状況を見てみますと、基幹的農業従事者は平成元年の半数以下でしかも40代以下は約1割にとどまるという、世代間のアンバランスな就業構造となっております、労働力不足は深刻でございます。

農耕作業員の有効求人倍率が1.71倍と全産業の1.54倍を上回っているような状況でございます。こうした状況の中で、農業の未来を切り開いていくためのポイントとして、少ない人数でも生産性の高い農業が実現できるようなAIやロボットを活用したスマート農業の推進が期待をされております。技術革新の効果を波及するためには、生産基盤の農地が単に集積されていくだけではなく、集約化し、担い手がまとまった農地を利用できるようなことが重要だと考えております。

農地の集積ができたけれども、あちらこちらに分散していて、人の移動や機械の移動に非常に非効率的であるという農業がまだまだ、今展開されているわけでありますので、今後の一番大きな課題になってくると思います。そういう面からいきますと、農地中間管理事業は平成26年度に創設されまして、農地の分散状態を解消して、担い手に農地の集積、集約化を進めるため、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受け、それを担い手に集積、集約するという転貸事業を担っていただいておりますんですが、現在、本県の担い手への農地集積率は35.5%にとどまっております。令和5年度の目標集積率が70%ですので、なかなかこの事業は思うように進んでいないのが現状でございますので、しっかりと頑張っていただきたいなと思っています。

この農地集積が進まない、農地中間管理機構が進められない一つの要因として、人・農地プラン、いわゆる農地バンクの一番重要な事業があるんですが、この人・農地プランがしっかりと地域で根差していないがために、農地の集積がうまく進んでいないということもございますので、しっかりとよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そこで、農地集積の推進体制の強化ということで、かなりハードルが高い部分があるんですが、これまでとは違った体制でどんなふうにして臨んでいくのか、農地集積を進めるためには、今申し上げた人・農地プランの実質化に向けた市町との推進体制の整備、強化が早急に進まなければ、この目標は達成できないとそんなふうに思っておりますので、県の取組についてお尋ねをしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、農地集積に向けました今後の取組及び、人・農地プランの策定に対する県の支援ということでお答えをさせていただきます。

本県では、これまでの市町やＪＡを通じた農地集積に加え、平成26年度から開始されました農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を進めております。

また、農地集積に向け、農業者が話し合いに基づき、地域農業において中心となる経営体や地域における農業の将来のあり方などを明確化する、人・農地プランの策定を促してきました。この結果、平成30年度末現在、本県の認定農業者等の担い手への農地集積率は37.9%となっており、また、人・農地プランにつきましても、県内農業集落の約25%に当たる495の集落において、335のプランが策定をされているところでございます。

今後、担い手への農地集積を着実に拡大していくため、地域の農地利用最適化推進委員やＪＡ営農指導員などと連携し、農地の出し手の掘り起こしを進めていくこととしております。

また、担い手への効率的な農地集積が図られるよう、地域の農林事務所に設置しております推進チームを中心に、重点地区を設定して、プランの策定を加速化し、取組集落の拡大を図ることといたしております。

さらに、担い手への農地集積が着実に進む効果的な人・農地プランとなりますよう、アンケート調査の結果に基づく農地利用地図の作成、農地を集積する担い手と規模を縮小する農業者の明確化、さらには計画的な農地集積を

図っていくための、農地中間管理事業や基盤整備事業の活用方策の合意形成など、集落における取組を支援してまいります。

今後も引き続き、集落等において実効性の高い人・農地プランの策定が促進されますよう、推進チームを核としてプランの策定支援を行い、農地集積の拡大につなげてまいります。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 農地集積に対する県の取組ということで、確認をさせてもらったんですが、これからもしっかりとやっていくということですが、現実、おっしゃったような形でスムーズに進んでいくような、そんな機運はなかなか見受けられないというのが現場を歩いている我々が感じている、そんなことがあります。

農地中間管理機構の役割と取組ということになってくるんだと思うんですが、少人数でやっていただいておりますのでなかなか手が回らないということもありますし、話があったように、人・農地プランが各市町、あるいは集落単位でできちんとしたものができ上がっていないというのがあって、農地集積や集約化が思うように進んでいない、農地中間管理機構に実際に農地を出したいなという出し手の人が、直接管理機構に農地を預かってくださいと言うても、管理機構は受け付けないというのが現状になっておりますので、なかなかその辺のハードルが高いなと思っています。

農地中間管理機構の役割として、これから管理機構がどんなふうにして農地集積をして、集約化を進めていくのか、もう一度確認をしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 農地中間管理機構の役割及び取組についてということで御質問でございます。

農地中間管理機構は、農地の分散状況を解消し、担い手に対する農地の集積、集約化を強力に進めるための農地中間管理事業の実施機関として、都道府県ごとに設置をされているものでございまして、本県では、三重県農林水産支援センターが担っておるところでございます。

こうした中、農地集積のさらなる加速化を進めるための措置として、本年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正をされ、農地中間管理機構が担っていた農用地利用配分計画の策定事務が大幅に簡素化されたところでございます。三重県農林水産支援センターでは、これまで県内を7ブロックに分けまして、地域専任担当職員を配置しまして、市町や農業委員会、JAなどの農地集積関係機関との連携を図りながら、農地中間管理事業の推進に取り組んでまいりました。

今後は、先ほどの法改正による事務の簡素化で、軽減される労力を市町や農業委員会との連携強化に充てていくことで、事業推進体制の充実を図りたいと考えてございます。

県としまして、実効性の高い人・農地プランの策定とあわせまして、三重県農林水産支援センターの効率的な運営をサポートしていくことなどにより、農地中間管理事業をはじめとする担い手への農地の集積、集約化のさらなる促進に取り組んでまいります。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） 農地中間管理機構の役割は十分理解をしているんですが、なかなか現実として、うまくいっていないということがありますので、何度か申し上げたんですが、県のほうでもしっかりアドバイスをしていただくなり、支援をしていただいて、管理機構が本当に農家のための管理機構であってほしいとそんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、農業が抱える課題の3番目ということで、多面的機能の維持活動について、質問いたしたいと思います。

農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮に向け、多面的機能支払交付金を活用しながら、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げなど、共同活動が行われております。

平成30年度末時点では、700を超える組織が活動を行っていただいておりますが、しかしながら活動組織の高齢化や農業者の減少などから、地域の農

地や水路など、地域資源の維持、保全を行う共同活動に支障が生じていると聞き及んでいます。

特に、規模の小さい組織では、構成員の減少や高齢化、役員のなり手がなく、事務作業の負担などから活動の継続を断念して、組織の存続が困難な状況に陥っていると、そういう状況があるようでございます。

地域活動の支援をしていただく多面的機能支払交付金については、原則として5年間の活動期間が設定されておりまして、5年間を経過する直前には、活動を継続していけるか、さらに次の5年間の活動をどのようにするか、協定の更新をするに当たって、組織として議論をしていただいておりますが、組織によっては、今までのような事情の中で、なかなかこれを続けていくのは難しいな、断念せざるを得んなどという、そんな話をよく耳にします。

そこで、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮に向けた地域活動をめぐる活動組織の現状と、今後の申し上げたような課題について、県のほうはどんなふうに考えているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 多面的機能の維持活動状況及び今後の取組方向ということでお答えをさせていただきます。

農業、農村は食を支えるだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、様々な多面的機能を持っています。

県では、このような多面的機能の維持、発揮を図るため、多面的機能支払制度を活用し、地域の共同活動に対して支援を行っておりまして、令和元年8月末時点で、活動組織は731組織、その活動面積は約2万9000ヘクタールと、活発な取組が行われております。

しかしながら、農村地域の高齢化や過疎化の進行に伴いまして、地域活動の参加者が減少していることや、活動組織の役員や核になる人材の不足、活動報告書の作成などの事務負担などが課題となっております、地域活動の継続に不安を抱える組織も見られます。

このため、県では次世代の主体である子ども、若者の地域活動への参加を

促しますとともに、企業と連携する地域活動など、多様な主体が参画する体制づくりを進めておるところでございます。

例えば小・中学生による田んぼをキャンパスに見立てた田植え体験、これ、津市榊原のほうでもされております。また、三重大学生と連携した地域づくりのワークショップの実施、企業と連携した休耕田を活用したゴマ栽培など、多様な主体と連携し、地域活動への参加者や支援していただける人材の確保に取り組んでおります。

また、先進的な取組事例や簡易な補修技術を紹介するシンポジウムの開催でありますとか、リーダー研修による人材の育成、書類作成に係る事務支援システムの導入などを通じて、活動組織の支援を実施しております。

今後は、必要な資機材や人材、技術力の融通による活動の活発化が期待でき、事務の効率化、経費の節減にも有効な、活動組織の合併による広域化を促進するとともに、多様な主体の参画を促し、地域活動が将来にわたって継続される体制づくりを支援してまいります。

〔「もっと突っ込め」と呼ぶ者あり〕

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） もっと突っ込めとエールを送っていただきましたので、しかし、時間が迫ってきておりますので、なかなかそこまでいかないと思うんですが、本来、多面的機能支払制度というのは、地域が自らできる活動について、農地持ち農家が、農地を貸し出した時点で、農地あるんですけども、非農家になってしまうんですね。これまで多面的機能の維持活動に参加をしていた人がリタイアをしてしまうということになってしまいまして、昔ですと各農家から1人は出て、多面的機能ということで、要は農村を守るためのいろんな活動をしていたんですが、それができないような状況になってきております。

今日は中瀬議員からも農業、農村を守っていくために小さな農家を守っていけと、こういう話もありましたが、全くそのとおりでございまして、100ヘクタールや200ヘクタールつくるような産業的な農家だけの育成ではなし

に、そうした小さな、自分ところの食べるものは自分ところで作るぐらいの農業をしていただいている皆さん方もしっかりと守って、地域の農業、農村を守っていただけるような、そんな組織体制をつくっていく、そのためには高齢化も進んできておりますので、実際、自分らでできない仕事もたくさん出てきておりまして、例えば草刈りでも、もう草刈り機械が使えるわというような方もたくさんあります。

ですから、そういう方々のために、いわゆる事業としてかわってやってもらえるような組織づくりというものも、必要やないかな、農業、農村を守るための事業ですね、それも育てていく必要があるんじゃないかなと思ったりしていますが、いかがでしょうか。

最後にこれだけお聞かせください。

○農林水産部長（前田茂樹） 水田農業に取り組んでいただいている経営規模が小規模から中規模の家族経営体が収益力を向上させ、持続可能となるためには、まず経営規模の拡大、それと様々な農作物を生産する経営の合理化、それとあわせていわゆる6次産業化といったような取組などにあわせて、生産性の向上あるいはコスト軽減というものも進めていくということが必要だと考えております。

県としまして、こういう各取組につきまして、それぞれ、例えば6次産業化ですと、サポートセンターも設置いたしまして、取組を進めていきたいと考えていますので、今後も家族経営体に対しても、経営発展の支援に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

〔48番 前野和美議員登壇〕

○48番（前野和美） それでは、時間が来ましたので終わらせていただきますが、農業、農村は、大きな課題がまだまだ横たわっておりますので、しっかり県としても支えていただきますように、ひとつよろしく願いを申し上げます、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開

議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。12番 田中智也議員。

〔12番 田中智也議員登壇・拍手〕

○12番（田中智也） 皆さん、改めましてこんにちは。

お昼のひとつき、昼食を食べられて少し睡魔が襲ってくる時間ではあります。1時間おつき合いをいただきたいと、そのように思っています。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、3期目初めての一般質問をさせていただきたいと思います。

四日市市選出、新政みえ所属の田中智也でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、一つ目が、発言通告は、これからの消防・救急体制についてということで通告をさせていただきました。

小項目で、消防を取り巻く環境変化と課題というふうに題しました。

本当に、頻発する自然災害、とりわけ降雨状況というのが非常に変わってきています。本県においても、今月の4日から5日にかけて襲った激しい雨。いなべ市ではトラックが1台水没をして、お一人の方が尊い命を落とされるという、東員町では川が氾濫をしておりますし、三重県でも初めて警戒レベルが最も高いレベル5が発令をされたという状況であります。床上・床下浸

水の被害も多数出ました。ここに改めて、亡くなられた方への心からのお悔やみと、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思うところであります。

私が住んでいます四日市市でも、午前2時47分までの1時間に観測史上最大の105ミリの雨量を観測という形であります。山城というところで、120ミリを超える雨量だったそうです。

もう、これは毎年毎年こんな状況でありまして、いつとき、私たちが子どもたちというか若いころには、異常気象という表現がありましたけれども、明らかにこれは気候変動なんだろうなと思っています。

先般行われました国連気候行動サミット2019で、スウェーデンの16歳の環境活動家のグレタ・トゥンベリさん、非常に私たちに耳の痛いようなメッセージを寄せられました。私たちは大絶滅の始まりにいる。それなのに、あなた方が話すことといえば、お金や永続的な経済成長というおとぎ話ばかりだと。よくもそんなことをというふうに怒っておられましたし、温暖化対策に失敗すれば、私たちはあなたたちを決して許さないと、そこまで言うておられました。また、アメリカの国会にも彼女、行かれて、科学者の声を聞き、科学に基づいて団結して行動してほしいというふうなメッセージも発信をしています。

気候に関する科学的知見というのは、まだまだ限定的で全てが解明されたわけでもないものですから、必ず今一般的に言われていることが、温暖化がということでは、もしかしたらない可能性も確かにあると私は思っています。

科学というのは絶対ではなく、多数決でもありません。多数決でもないというところに、そこもしっかり私たちは見定めなければならないと思っています。

ただ、こういうふうに、要因については議論の余地が当然あるところでもありますけれども、起こっている事象だけ見たときには、明らかに私たちが住む地球での災害リスクは高まりを見せている、高まっているという形であります。

先ほども申し上げましたけれども、降雨状況は局地化して激甚化、これが

極めて傾向が顕著でありますし、気象庁の統計によりますと、1時間に50ミリ以上の降雨が発生した回数、1976年から1985年までの10年間、ちょっと昔の10年間、年平均が174回だったそうです。ところが最近の10年間、2007年から2016年までの10年間では232回という形で、1時間に50ミリ以上の降雨が発生した回数、3割程度増加をしています。

これで、四日市市のデータも見てみました。気象台のほうで。1966年からデータが確認できたんですけれども、そこから見て、観測史上、24時間降水量、24時間のうちに降る雨の量、ランキングが1位から10位までございますけれども、そのうち2000年代に入ってから8回です。非常に、だから近年、多雨化しているということでもあります。そんな状況の中、南海トラフ地震の発生確率も高まっていることは、皆さん御承知のとおりだと思っています。

そんな中で、消防の力、生命や財産を守っていただく、救助していただく、救難していただく、消防の役割というのは非常に大きいと思いますけれども、ここで、まずは消防に関して、火災の出動件数、（パネルを示す）少し火災でちょっと違いますけれども、見ていただきたいと思います。

黄色い棒グラフがあります。それぞれの地域で比較をされていますけれども、黄色いほうが平成19年、そして、赤いほうが平成29年、この10年間で火災の件数というのはほぼ減ってきているという状況であります。

（パネルを示す）そして、今度は救助の出動件数。これは、火災ほど顕著に減っている地域というのは、ここの、鈴鹿では若干減っているところがありますけれども、あと、紀北で実は増加傾向にあるということで、このあたりもちょっと検証が必要かなと、データを見させていただいたところです。

そして、もう一つ、消防の大切な使命である救急です。（パネルを示す）救急出動件数、ほぼどの地域も平成19年から29年までの10年間に増えているという、そんな現状があります。

これらのことを、差し当たり皆さんにお示しをしながら、本県の消防を取り巻く環境の変化、また、その課題について県としての御認識を伺いたいと思います。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 消防を取り巻く環境の変化と課題ということで、答弁を申し上げます。

消防を取り巻く現状と課題についてですが、先ほど議員からもお示しがありましたけれども、平成19年からの10年間の消防の出動状況におきましては、特に救急において約3割の増加となっており、年々増加の一途をたどっているという現状がございます。

この救急の増加は、高齢者人口の増加などにより、今後も急病等の救急需要の増加傾向は続くということが予想されます。

また、近年大規模な自然災害が多発をしております、多様化、複雑化する災害に適切に対応する必要があり、そのためには消防本部における消防業務の高度化、あるいは専門化をより一層進めていくことが不可欠となっております。

さらに、人口減少により各消防本部の管轄人口も減少することが見込まれますことから、今後、消防本部においては管轄人口に応じて小規模化が進むということが懸念をされますが、消防署等の数は一定数が必要と考えられますので、即応する体制の確保など、消防力の維持に困難が伴う可能性も高まると考えております。

全国的には、これまでの取組により、52の地域で消防の広域化が実現をしております、平成18年の811の消防本部が平成30年には728の消防本部に減少はしたものの、いまだ小規模消防本部が多数存在をしておりますことから、国では消防の広域化のさらなる推進がこれまで以上に必要であるとして、平成30年4月に消防の広域化に関する基本指針の改正をしまして、都道府県に対して改めて推進計画を策定するように求めたところであります。

あわせて、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても、消防力を強化していくために、通信指令業務の共同運用など消防業務の一部について、柔軟に連携、協力を行うことが必要であるとして、都道府県に対して、推進計画には消防の連携、協力についても対象となる市町村を定めることとして、

取組を推進していくことを求めています。

県では、各消防本部の隊数や消防車両、あるいは財政、人事管理等の状況などの現状や課題を聞き取りまして、地域ごとの広域化及び連携、協力のこれまでの取組状況も踏まえまして、中長期的な消防体制の将来像の展望と、これを見据えた推進期間中における取組について各消防本部と議論を重ね、3月に三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画を策定したところでありまして、現在それに基づいて取組を進めておるところでございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁いただきました。

消防本部の広域化は進んでいるけれども、52の地域で広域化が進んでいるという御答弁でしたし、しかしながら、小規模消防が存在しつつも、減らしてはならないということを御答弁いただいたと思っています。

ただ、人口減少の中で恐らく消防職員の確保についてもさらに課題になってくるであろうと思いますし、懸念というか、いつも話題になりますけれども、非常備消防、いわゆる消防団の団員の確保が本県においても非常に困難をきわめるという状況でありますから、そういう意味では地域として常備消防、非常備消防、そして地域、いわゆる、自助公助の公助の部分のところの力を一定効率化を図りつつも、力が弱まっていくようではあってはならないということだと私も思っています。

そんな中で、御答弁の中でも触れていただきました、平成18年に、もう一度おさらいしますけれども、消防組織法が改正されて、消防の広域化の理念とか定義とか、基本方針に関することが国から規定をされて、その後に市町村の消防の広域化に関する基本方針が告示をされて、現在に至るということであります。

県としても、平成20年に三重県消防広域化推進計画を策定して、その後、国が平成25年にまた指針を改定したものですから、県は今回の3月に出された三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画を出されたと認識をしています。

そんな中で、消防を広域化、いわゆる消防本部を合併というか、統合というか、わかりやすく言うとそういう形になると思うんですけども、このところで、言うはやすしですけど、行うはがたしなところがあるんじゃないかと思ってまして、そのあたりのところで、広域化について課題として捉えておられる部分について県の御認識を伺いたいと思います。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 消防の広域化について、県としての考え方、課題等を御答弁申し上げます。

消防の広域化につきましては、地理的理由により広域化のメリットが得られないですとか、大規模消防本部では消防力の流出、あるいは小規模の消防本部では周辺地域となることによる消防力の低下や負担金の増加を懸念しているということなどの理由によって、全国的にも大きな進展は見られておりません。

そのため、県も同様ですけれども、県では消防の広域化に向けたステップとなる消防の連携、協力というのを重点的に進めてきているところでございます。例えば、平成28年度からは、桑名市、四日市市、菰野町の3消防本部により、三重北消防指令センターが設置されまして、通信指令業務の共同運用に取り組まれております。

また、津市、鈴鹿市、亀山市では、通信指令業務の共同運用に関する勉強会を今年の2月に立ち上げ、検討が進められております。

さらに、鈴鹿市、亀山市では、平成30年5月には、はしご車共同整備検討委員会を設置いたしまして、はしご車の共同整備に向けた取組が進められているところであります。

県としましては、新たに策定をしました推進計画に基づきまして、各地域における取組状況や各消防本部の意向を十分踏まえながら、勉強会への参加や関係市町や消防本部間の幅広い仲介、あるいは連絡調整のほか、国に対しては財政支援の拡充の働きかけを行うなど、広域化への道筋をつける連携、協力を中心とした取組を進めて、住民サービスの向上、消防体制の強化に向

けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

先ほど御答弁いただいたとおり、簡単にはやっぱりいかない部分が多くあると思うんですね。このあたりのところは、まずは連携をしていくこと、協力体制をとっていくこと、こういうことから始めて、ステップをだんだん上げていくというやり方というのは非常に肝要かなと私も思っているところで

す。

職員の問題、これも消防本部が違えば処遇面で異なる場合もあります。このあたりのところも、現場での無用な混乱を生じないように配慮しながら、慎重に進めていくべきなんだろうと、私も働いていた者からすると、働いている人はそうだと思いますので、ぜひしっかりと捉えて、慎重に調整役としての役割を果たしていただければなとお願い申し上げて、この部分の項目は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、これからの三重の漁業についてと題しました。

一項目めで、英虞湾におけるアコヤガイのへい死の状況、これは本当に深刻な状況だと私も思っています、真珠養殖、三重県3位でしたっけ、ただ、三重県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、6県だけが真珠養殖を手がけているということでありまして、たった六つしかないところの我が三重県、愛媛県も非常に深刻な状況と伺っておりますけれども、ここについてはしっかりと対応していく必要があると思っています。

9月23日でしたっけ、知事も現地で被害の状況を視察され、稚貝の被害が最も大きいということを見ていただいたり、養殖業者から、稚貝がやられたということで、影響が長引かねないというふうな不安の声も直接聞いていただいたところであります。

差し当たり、新聞報道で読み取っているだけでありますけれども、県として、アコヤガイの大量死の部分についてどういうふうに捉えておられて、今後の対策はどう考えておられるのかについて伺いたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） アコヤガイのへい死の状況と今後の対応について、お答えさせていただきたいと思います。

本県の重要な養殖業である真珠養殖におきまして、本年7月ごろからアコヤガイに外套膜が萎縮した症状、あるいはへい死が確認され、8月に三重県真珠養殖連絡協議会と県水産研究所が実施しました調査の結果、アコヤガイの平均へい死率は3年貝で24%、2年貝で23%、稚貝で70%ということで、稚貝において特に高いということが明らかになりました。

来年、あるいは再来年に核入れする稚貝の大量へい死は推定で約168万個となり、今後の真珠生産への影響が大きく懸念されることから、今回発生した被害を非常に重く受けとめております。

水産研究所が行った飼育条件や漁場環境の影響についての調査では、昨年から今年にかけての冬期の海水温が高く、今年の春から初夏にかけて貝の餌となるプランクトンが少なかったことが、貝の栄養状態の低下に作用し、へい死等の発生に影響していると考えられたところでございます。

さらに、現在、国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所等におきまして、10月末をめどに感染試験や遺伝子検査が行われているところです。

このような事態を受けて、9月18日には真珠養殖連絡協議会から県に対して、今回発生したへい死等の原因究明、稚貝の生産、経営の安定化に向けた支援や、水産研究所の体制強化について御要望をいただきました。

また、9月23日には、知事の現地視察において、真珠養殖業者の皆様から直接、へい死の現状や、大量へい死のリスクを回避するため、県水産振興事業団において2種類以上の稚貝を生産してほしいなどの具体的な要望内容等をお聞かせいただきました。

へい死等の原因については、県の調査結果や増養殖研究所等での試験結果をもとに、可能な限り早期に究明するとともに、今後、具体的な対策を検討していきます。

また、稚貝の生産については、複数の種類の稚貝を生産できるよう、具体

的な生産方法について水産振興事業団と調整を進めているところでございます。

あわせて、被害を受けた真珠養殖業者の皆様の経営面での不安を解消するため、9月9日に相談窓口を設置するとともに、10月1日、明日ですが、養殖業者に対する漁業近代化資金など、制度資金の無利子化等の経営支援を開始いたします。

さらに、水産研究所におきましては、真珠養殖に関する専門的な知識と技術を持つ人材の育成、配置を行い、体制の強化を図ってまいります。

本県の大切なブランドである、真珠を生産する皆さんをしっかりと支えていけるよう、丁寧な相談対応や正しい情報発信に努めますとともに、愛媛県や長崎県等の真珠生産県とも情報を共有し、緊密に連携しながらスピード感を持って、へい死等の原因究明と対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁いただきました。

はっきりと原因がわかっていないというのが養殖業者、かかわる関連の方々の大きな不安だと思いますので、10月には増養殖研究所から遺伝子の検査のデータは出てくるのかなと思いますが、やはり総合的にしっかりと対策を立てて、原因がはっきりわかれば、これからそういうことが起こらないような対策をいかに三重県全体としてとっていくかということが私は大事だと思っていますので、そのあたりのことをお願いしたいと思います。

豚コレラの質問、午前中はございましたけれども、こちら、アコヤガイについても非常に本県にとっては大きなことですので、よろしくお願いしたいと思います。

私も今日は一般質問するに当たって、（現物を示す）真珠のこれをつけてまいりました。私の友人が装身具をつくる仕事をしていまして、ベースは那智黒石で、その上に真珠を乗せて、三重県産のものでアレンジしてつくってもらったんですけれども、真珠の装身具の生産額、全国でトップ、93億円を超えるという形ですので、ぜひ真珠については、もっと光を当ててというか、

なかなか今厳しい状況なのであれですけれども、やっていっていただきたいなと思うところであります。

そこで、真珠も水産業であります。これまでの様々な取組はしていただいておりますけれども、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）、これを現在、県当局におかれては策定中だと伺っています。

当然のことながら、これまでであった三重県水産業・漁村振興指針の中で、水産業、漁村の目指す姿の中に、水産王国みえの復活を目指すという力強くうたっていました。

このためには、この条例、どういう条例になるのか、骨子案は議会にも6月の時点でお示しをいただいています、もうそろそろ中間案が出ると伺っていますけれども、まだ私どもとしては知り得ていないものですから、そこら辺の条例のことについても伺いたいですし、もう一気に行きます、条例をつくるだけではやっぱりだめだと思っていて、その後、どうするのかという部分が大事だと思います。ですから、私、項目で「策定した後」というふうに書かせていただいたんですけれども、その後、どういうふうに、三重県、水産王国みえの復活のために県として取り組んでいくのかについて御答弁いただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、現在、策定しております三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）ではありますが、それに関しまして御答弁させていただきます。

漁獲量や漁業就業者数の減少など、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。このような中、本県の水産政策を次のステージへとさらに発展させるため、漁業者や関係団体、県民の皆さんと一体となって、三重県水産業、漁村の振興に総合的、持続的に取り組んでいけるよう、SDGsやSociety 5.0などの新たな考え方も踏まえ、条例の制定に向けて取組を進めております。

これまで、6月に策定した条例の骨子案をもとに、三重県水産業・漁村振

興懇話会において有識者から御意見をいただくとともに、各地の漁協をはじめ、水産関係団体等を訪問して、直接、漁業者の皆さんとの意見交換を重ね、現在中間案を取りまとめているところでございます。

条例案の柱となる基本理念としましては、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民の皆さんが豊かな県産水産物のすばらしさを実感できることとしております。

また、条例が目指す三重県水産業、漁村の姿としては、適切な資源管理による水産資源の維持、増大と、競争力のある養殖業が確立され、三重県らしい多様で包容力ある持続可能な水産業が営まれている姿。ＡＩ、ＩＣＴ技術を活用した水産業のスマート化により経営力が強化され、多様で様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に魅力ある水産業、漁村が継承されている姿。地震や頻発、激甚化する風水害等からの被害が軽減され、災害に強く持続的な生産性が高い水産業と、安心で快適な漁村が構築されている姿を掲げ、これらを実現するための基本となる施策について検討をしておるところでございます。

引き続き、県議会の皆さんや有識者の皆さんから御意見を伺いますとともに、漁業者の皆さんとの意見交換会も幅広く行うなど、水産王国みえの復活に向けて関係者が一体となって取り組んでいけるような条例となるよう、議論を深めてまいります。

また、条例制定後でございますけれども、今回、この条例の中では基本計画というものもしっかりと位置づけてやっていきますので、その中で、漁業関係者、あるいは県、市町が一体となって、持続可能な水産業、あるいは漁村というのをメインの取組にして、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁をいただきました。

条例については、ＳＤＧｓの考え方を入れると、多様で包容力のある持続可能な水産業という形になるんだと思うんですけれども、その中で、基本理

念の中でおっしゃっていましたよね、たしか。次の世代に継承できる魅力ある水産業というふうな形、漁業技術の伝承ということもおっしゃっていました。

実は9月2日、当会派新政みえとして三重県漁業協同組合連合会と意見交換、要望を聞かせていただく場を持たせていただきました。

その中で、漁連からコメントされたことで、今後一番求められているのは、漁業者が沖に出て漁業を継続的にやっている姿ではないかと、そのためには省エネ等、効率的な生産性の高い漁船や漁具を持ち、後継者の息子などに引き継いでいく、これが大事だと思いますよということをおっしゃっていました。

まさに、担い手の問題というのは非常に大きいと思っています。就業者数、平成15年に約1万7000人だったものが、平成20年には約1万人に減って、平成30年で約6000人というふうに漁業センサスで見させていただきました。

激減していますよね。これまで県は、もうかる水産業ということを掲げて、水産王国の復活も掲げて、様々な取組、漁師塾とかいろいろやってきました。そのことによって、養殖業の量については少しトレンドとしては増えてきているのかなと認識をしていますけれども、一方で、海面のほうの漁業、マグロ類、カツオ、イワシ類、アジ、サバ、イカナゴ、エビ、カニ、貝類、イカ、タコ、海藻、漁獲量の推移を見ていくと、トレンドとしてはちょっと上下、毎年ありますけれども、やっぱり傾向を見ると減ってきているということでもあります。

北勢公設市場というのが四日市市にあります。そこの仲卸の方とも話をするんですけども、県内産の魚というのは明らかに生産が減っているよということを言っていますし、これは漁連も言っていました。伊勢湾の魚介類は激減しているというふうに言っている。そういう意味では、資源管理、これも国で大きく進められてきていますので、今回の県の条例でも資源管理はうたわれること、言及されると思いますけれども、資源管理はやっぱりしっかりしつつ、担い手の確保の部分であるとか、そういうところも基本計

画のところで取り組んでいただきたいというのが私の思いであります。

加えて、提案です。これも漁連から要望がありました。黒ノリの色が悪い。だから、伊勢湾の海の状況が変化してきているということに間違いはない。このあたりのところもやっぱり調査研究してほしいと。ここは県水産研究所でやるべきものなのかどうなのか、ちょっとそこら辺の所管をしっかりと承知しておりませんけれども、誰かがやらないと。伊勢湾の環境が変わってきているということです。

イカナゴは4年連続禁漁ですよ。このあたりのところをやっぱりアカデミックにアプローチして、しっかりと根拠を見出して対策を立てていく。ヘドロを取るということはなかなか難しいと思います。そこまで求めるつもりはありませんけれども、でもやっぱりそのあたりの調査研究ということは、県としてもしっかりとやっていただきたいと思いますし、あと、せっかくおいしい、めっちゃええやん三重の魚であります、知事ふうに言うと。その魚を、例えば干物に加工する。どういうふうな加工の仕方をしたらおいしいのかというところ、このあたりも以前も私、この場でそういう提言したことがあるんですけども、やっていくべきではないかなと思っています。

ちょっとミニ知識を言うと、たんぱく質の分解が酵素によってされるので、干物、うまみが増すんですよ。もともと魚にはグルタミン酸があります。うまみ成分。でも、イノシン酸というのはもともと魚にはありません。要するに、エネルギーに変わりますATPからリン酸が離れてADPになって筋肉が動くよみたいな、そのATPが分解をされてイノシン酸、うまみ成分になるわけですよ。このあたりのところをしっかりと科学的に解き明かしながら、どんな製法が三重県の魚をさらにおいしくするんやとかということを、ほかの研究機関と、また高等教育機関と連携をしながら、三重県として水産王国の復活のために売り出していくということ、御検討もいただければかなと思っています。ちょっと軽い言い方になりましたが、ぜひお願いしたいと、それをお願いしてこの項目を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、これからのみえのスポーツについてということで、

通告をさせていただきました。

1、2、3と、これから、これから、これからです。将来にわたってどうしていくかということでありまして、午前中の質問、中瀬議員の質問で、知事は答弁で、高まった競技力、これを維持、向上していくためにしっかりとやっていくということでありまして、これまでも、平成25年に競技力向上本部を設置して、少年種別についてはチームみえ・コーチアカデミーという形、成年種目については、就職をしっかりとさせていただいて、定着をしていただいて、三重県の競技力を維持していくというふうな御答弁もいただいたところであります。

いきいき茨城ゆめ国体、これも中瀬議員からはレスリングで2名の方が優勝されたという御紹介をいただきました。私、四日市市の常磐中学校区というところに住んでおるんですけれども、常磐中学校出身の難波選手、成年男子の50メートル自由形で6位入賞をされたとかで、あと、別所選手が8位と、少年男子の50メートル、同じく自由形で8位入賞ということでありまして、非常に地元としても誇らしいなと思っているんですけれども、実は、私、別所選手のおじいさんと知り合いでして、おじいさんから直接別所選手が言っていたことを聞かせていただく機会がありました。

成績を残したので大きな大会へ出ていったときに、違うコーチに違うコーチングをしてもらったと。その内容がすごく自分の中に響いてきて、自分としては、それで結果が出せて自信につながってということを言っておったそうです。

そういう意味では、チームみえ・コーチアカデミーという取組というのは、非常に効果があるものだと思っているんですけれども、少年種別のところにももう少し力を入れていくべきではないかなと思っておるんですけれども、今、県では国体をはじめ、国内大会やオリンピック、ワールドカップなどの国際大会において活躍ができるアスリートを輩出していくために、MIEスーパースタープロジェクトというものが進められています。MIEスーパースタープロジェクトについて、簡単にまずは御説明をいただければと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） M I E スーパースタープロジェクトの制度について御説明申し上げます。

三重県では、令和3年、三重とこわか国体における天皇杯、皇后杯の獲得、国体後の安定的な競技成績の確保を目的に、競技力向上対策本部を設置し、ジュニア選手の発掘、育成、強化や、成年選手の強化などに取り組んでいるところです。

これらの取組を進めるに当たりまして、平成25年から国体順位や競技種別ごとの得点状況とその推移など、成果と課題を検証しましたところ、女子種目の成績が低迷かつ不安定な傾向にあることがわかりました。このため、かねてから女性アスリートへの対応が必要であると考えていたところです。

また、東京2020オリンピックの開催に伴いまして、平成28年のいわて国体から、新たにオープンウオーター、ボクシング、レスリングなど九つの競技で女子種目が順次追加となり、女子の競技力の底上げ、とりわけ、これら追加されました競技種目への対応が必要となりました。こうしたことから、平成28年度に女性アスリートタレント発掘育成事業、M I E スーパースタープロジェクトですが、こちらを立ち上げたところです。

この事業は、国体をはじめ、国内大会やオリンピック、ワールドカップなど国際大会で活躍できるアスリートの輩出などを目的としています。

内容は、県内在住の小学校5年生から中学校3年生までを対象に、公募によりオーディションを実施し、選考された女性アスリートに対して、年20回程度の教育、育成プログラムなどを3年間受講させるものとなります。

これまでに、女子ラグビーフットボール競技で、1期生から3期生まで合わせて14名が受講しており、留学先のニュージーランドで国内高校チャンピオンチームのレギュラーメンバーとして既に海外で活躍している選手や、日本の女子セブンズユースアカデミーのテスト生に選ばれて、次の世代の日本代表候補に成長しつつある選手も出ています。

このように、成果も出始めている状況にありますので、今後も一定の受講

生を確保していくことにより、トップレベルの力を持った選手が1人でも多く輩出されるよう、競技団体や受け皿となるクラブチームなどとも協力して、引き続き取組を進めていきたいと考えています。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

（実物を示す）これは映写資料がないんですけど、これがスーパースタープロジェクトのパンフレットです。今年からは女子自転車競技ということでありまして、ラグビーでは14名の方、非常にいい結果を出しておられるというか、成果が上がっているということで、ラグビーといえばアイルランド戦見られましたか、知事。そうですね、済みません。もう本当に涙が出てきました、見ていて。やっぱり最後にアイルランドの選手がタッチキックで逃げたときに、一瞬何が起こったのかと思いました。アイルランド、まだ攻めて、もしかしたらトライを決められるん違うかという若干の不安もありつつも見ていたので、あの瞬間、蹴ったということは彼らは勝ち点1をとりに、それだけでええと、日本に対してはもう潔く負けを認めたという瞬間でしたけど、それがわからなかったです、一瞬、1秒ぐらい。でも本当に感動させていただきましたし、ラグビーの持っている力というものが、今回多くの国民の方々に伝わったのではないかなと思いました。

私も大学のときに体育の授業で、先生がラグビー協会の役員をしてみえたので、不肖、私もラグビーをやらせていただいたりとか、試合に出たことも実はありまして、静かなるラグビーウオッチャーなんですけど、実は、ワールドカップのバッジをずっと数年前からつけておるんですけど、誰も気づいてもらえなくて寂しい思いをしておるんですけども、ちょっと話がそれました。

そういう形で、スポーツの持っている力というのを、やっぱりまざまざと今回のアイルランド戦でも私は見せつけられた思いがして、引き続き三重県の選手たちが活躍する姿を見続けていきたいなと思いました。

そんな中で、スーパースタープロジェクトの取組、効果は上がっているも

のの、いかにせん競技が、やっぱり種目が少ないんじゃないかなと思うところであります。

例えば群馬県では、ぐんまスーパーキッズプロジェクト事業ということで、県内の小学4年生を対象に、これもうちのスーパースタープロジェクトと一緒に各種体力測定を行って、体力や運動能力にすぐれた人材を早期に発掘して、関係団体との連携、協力によって、競技種目につなげていくという形をやっているんですけど、こういうふうに種目を広げていく必要があると私は思っているんですけれども、県としてのお考えを聞きたいと思います。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） この事業は、先ほども申し上げましたが、早ければ小学校高学年の子どもたちに、特定の競技種目で国内トップレベルの選手を目指して頑張らないかということで、公募とはいえこちらから声をかけることになります。それだけに県としましても、募集に応じた子どもたちには、きちんとしっかりと受け入れていく環境を用意していくことが必要だと思っています。

こうしたことから、種目の決定に当たりましては、競技団体に対しまして、プロジェクトに参加する意思があるか、選手育成、強化の状況はどうか、それから、ジュニアを育成していく環境が整備されているかなどを確認の上、受け入れが可能かを検討してまいりました。

その結果、女子ラグビーフットボール競技はクラブチームの支援もいただけるということで、体制が整っておったことから、当該競技を対象にしたものです。また、今年から自転車競技につきましても、同様に練習拠点のサポートが得られることなどもあって、新たに追加いたしました。

今後、種目の拡大については、例えば、先ほど群馬県の御紹介がありましたが、群馬県のように、子どもたちが中学校や高校に進学しても、その後、なお競技団体が責任を持ってサポートしていただけるといったことなどが課題になると思いますので、県では、まずは今取り組んでいる事業の中で一つでも多くの成果を生み出すことで、他の競技団体がこの事業への参画に意欲を示して、受け入れ環境の整備に向けても検討いただけるよう取り組

んでまいりたいと考えております。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

そういう方向の考え方も持っておられると受けとめさせていただきましたけれども、でも、群馬県、紹介はしましたけれども、主催は群馬県スポーツ協会なんですよ、実は、このプロジェクト。そして、各競技団体が同じく主催、群馬県スポーツ協会に名前を連ねて、スキーであるとか、馬術であるとか、ゴルフであるとか、そういう団体が名を連ねてスーパーキッズプロジェクトというのを群馬県ではやっておられるという形で。

本県におけるM I E スーパースタープロジェクトは、あくまでも三重県競技力向上対策本部としてやっておられると認識しておりまして、国体のレガシーをしっかりと将来にわたって引き継いでいくためには、三重県として、県行政としてこれをずっとやり続けるというにはなかなか難しいと思っております、そうであれば、三重県体育協会、会長がおられますけれども、理事長も競技力向上には非常に造詣が深い方が就任されておりますし、体育協会としっかりと検討していただきながら、スーパージュニアの発掘の取組を進めていただきたいというか、検討をいただきたいなと思うところであります。時間もないので、知事のコメントはやめておこうと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

4番として、未病（健康と病気のあいだ）対策の推進について、健康寿命の延伸に向けてということで副題をつけさせてもらいました。

まずは本県の現状についてなんですが、今日、午前中の答弁でもいただきましたよね、健康の問題、午前中、中瀬議員から食育の問題についてという形で触れていただきましたし、その中でも、三重県としては様々な取組を進めてきた結果、健康寿命、女性は2位という形、それから、がんの年齢調整死亡率もいいほうから5位という形での御答弁ありました。

しかしながら、一方で、男性の健康寿命は31位であります。以前に舟橋議員も触れていただいたようですけれども、あと、がんの年齢調整死亡率はい

いほうから5位ですけれども、肺がんなんかは年齢調整死亡率、全国より悪かったりするんですよね。

(パネルを示す) パネルを用意しましたので。ちょっとグラフが見にくいものですから、恐縮なんですけど。ここが肺がんのところなんですけど、男性で三重県のほうが少し上にいっています。あと、女性の直腸のところでも全国の数値とほぼ変わらない形であります。がん全体の年齢調整死亡率はいいほうなんですけれども、それぞれのがんに着目していくと、少しこんなところがあるという形です。

(パネルを示す) 健康寿命もランキングをお示ししたいと思います。女子が2位です。男性が31位。これ、議員の方はお手元に資料がございますので、じっくり後でもいいですから見ていただきたいんですけど、2位で31位って結構開きがあるんですよね。これを私、自宅でパソコンのモニター画面で見ていると、1画面におさまりません。ほかの県でも男性と女性で性差のある県はあるんですが、大体モニターの1画面におさまるんですね。それが三重県はおさまらないと、そんな性差があるというのは、これいかんという形で、これらいい部分もあるんですが、まだまだ改善の余地が必要だと思いますし、ちょっと分析できているのかなと思うところもあります。このあたり、本県の現状について教えていただきたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長(福井敏人) 健康寿命について男女の差が大きいことについて、どのように捉えているのかという点について御答弁申し上げます。

本県の男性の健康寿命は2016年には71.79歳となり、年々延びてきてはおりますものの、全国順位は31位となっています。一方、女性の健康寿命は76.30歳で全国2位となっており、男女で順位に大きな差がございます。

男性の予防、健康づくりに関する指標につきましては、がんや心疾患、脳血管疾患などの年齢調整死亡率は全国平均より低い状況にあるものの、健康寿命が低い背景といたしましては、議員からも御指摘があったように、肺がんの年齢調整死亡率が高いほうから全国7位となっていること、糖尿病の年

年齢調整死亡率が同じく高いほうから全国13位、がんの精密検査の受診率が全国平均より低い、1日当たりの野菜摂取量が全国43位である、それから、1日当たりの歩数の平均値が全国32位、そして、12歳児の1人平均の虫歯の本数が少ないほうから全国40位と悪い状況にあるなどが考えられます。

男女の健康寿命の順位で大きな差がある原因については、先ほど議員からも御紹介いただいたように、肺がんについては悪いほうから全国7位で、女性性は実は37位ということで、エビデンスの明確な部分があります。

しかしながら、健康寿命というのは、食や運動や社会参加など個々人の生活習慣から社会経済の環境まで無数の要因が複雑に影響していると考えられることから、その要因は十分に明らかになっていないことから、取組を効果的に進めていくため、その要因についてより明確な分析を行うことが必要であると考えております。

こうしたことから、健康寿命に影響を及ぼす要因の分析について国において実施するよう、本県も含めて各県から働きかけを行ってきました。その結果、今年度から生活習慣や社会生活等が健康寿命に及ぼす影響の解析と、その改善効果についての研究が国で始まったところであります。

そして県としても、大学等の協力も得ながら、テクノロジーを活用し、データに基づくエビデンスの構築を図っていききたいと、こんなふうに考えています。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。国のほうにも調査依頼してという形で言っていました。

本当に、いみじくもおっしゃった、食とか生活習慣、この部分のところがやっぱり大きいのではないかなと私も思っているところです。

そこで、もう時間がないのでぱっと行きます。（パネルを示す）未病という概念を、本県の健康寿命延伸に向けた取組で活用してはどうかということでもあります。

一番上のところをごらんください。健康状態から病気の状態、その間には

未病というものがあるというのが未病の概念です。例えば、私は健康ですという人がふっと振り向いた瞬間、転んで骨折をした。健康状態やった人が転んで一気に骨折という状態になりますよね、だから、こういう未病という段階は余りありません。

ただ、私、健康ですとずっと健康診断で言われていましたけれども、狭心症と言われましたとか、心筋梗塞の発作が起こってしまいました。その間には何か必ず体には変化があるわけですね。このあたりのところを、しっかりと捉まえていくということが大事なんではないかなと思います。

自覚症状はないけれども、健康診断の検査値が少しずつ悪化している。よくありがちなのが、正常値の範囲が、数値が5から30という項目があった場合、10年間で最初8だったものが、だんだん上がってきて、最近では28、それはトレンドとして悪くなっているということです。この部分、30以内で28で抑えられているけれども、実は体は何か変化している、未病状態になるのではないかというふうに捉えることが大事だと思います。

また、何となくぐあいが悪いけれども、検査をしても全く異常がない。何かちょっと調子が悪いけれども、病院かかって検査してもらったんやけど、何ともないのでしばらく様子を見ましょう、そんな経験あると思うんですね。こういうところに、しっかりとアプローチしていくということが大事なんではないかなと思っています。

下の部分はもう説明は割愛しますけれども、血管の状態は健康であるのと、病気の間にはこういう動脈硬化や高血圧があるということでもあります。

こういう未病の取組について、実は、知事、御存じだと思いますけど、神奈川県はしっかりと取り組んでおられます。本県でも、未病という概念を取り入れてやってはどうかと。神奈川県は、実は、未病改善ヒーロー、ミビョーマンというのまでつくって、未病対策に取り組んでいるということです。このあたりについて、県としてのお考えをお伺いしたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 未病の取組についてでございます。未病とは、

議員からも御紹介をいただきましたように、発病には至らないものの、軽い症状のある状態であったり、検査値は異常があるが特に自覚症状がないといったような状態で、症状が軽いうちに異常を見つけて病気を予防するという考え方でありまして、健康と病気という二分論ではなくて、健康と病気を連続的に捉えようというような考え方であります。

人生100年時代を見据えて、健康寿命の延伸を実現するためには、病気になってから医療機関を受診するのではなく、その前に疾病の予防や重症化を防ぐという未病の考え方に基づいた対策が重要であると考えております。

そのため、本県では三重の健康づくり基本計画、ヘルシーピープルみえ・21に基づきまして、全体目標に健康寿命の延伸を掲げ、これまで疾病予防や重症化予防に取り組んでまいりました。具体的には、糖尿病などの生活習慣病が重症化しないよう、早期発見に向けた特定健康診査の受診率向上への取組を市町や医療関係者とともに行っております。

また、医療機関や保険者、市町、保健所等の保健指導にかかわる医療関係者が一堂に会して、適切な生活習慣を促す保健指導の方法等の症例検討など、多職種連携研修をこれも全国に先駆けて実施をしてきました。

さらに、介護予防にもつながるように、栄養改善でありますとか、運動、口腔機能の向上などにも取り組んでいるところであります。

今後は、三重とこわか県民健康会議等の場を活用いたしまして、疾病予防や重症化予防の取組、すなわち未病の考え方に基づいた取組を、企業、関係機関、団体、市町と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

さらに、これまでの取組がより効果的なものとなりますように、神奈川県のお紹介がありました、他県の未病についての先進的な取組についても調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

未病の考え方を少し取り入れた形で御検討いただくと御答弁をいただいた

ので、ぜひというふうに思います。

午前中、これも中瀬議員のほうから食育の話でいろいろございましたけれども、知事の答弁も、食習慣は変えることは難しいという御答弁もいただきましたけれども、食育など一度身についた食習慣とか生活習慣というのは、変更していくというのはなかなか難しい部分もあるけれどもというような御答弁もありましたけれども、そこをやっぱり改善していくために、ああいう未病という概念があるんやというところを、県民一人ひとりが御認識をいただくということが、私、大事なんではないかなと思っています。

健康でいましょう、健康をつくりましょうという言い方だけではなくて、未病という状態が人にはありますよという形で県民に啓発をしていくということ、大事なんではないかなと思っています。

地域包括ケアという言い方がありますがけれども、病気になってしまってからキュア、治療するのではなくて、やっぱりケアをしていくという考え方で、これは副産物的に社会保障費が抑制できると思いますし、お願いしたいと思います。

神奈川県、最後にまたちょっと御紹介をさせていただきますので、先ほどミビョーマンという未病改善ヒーローがあるんですけど、彼の口ぐせは「ザッツ、ミビョー！」だそうです。趣味は未病改善を皆に伝えることだそうです、そのあたりはちょっとおちゃらけであれなんですけども、スマホのアプリまで神奈川県はつくって、歩数とか歩いた距離とか、体重、血圧、心拍数、先ほど、前野議員のSociety 5.0のところのくだりにありましたけれども、ああいうことをスマホでできるような部分とか、あとは、薬の情報をQRコードで登録できて、お薬手帳がいつも持ち歩ける、災害時に自分はこういう者で、こういう予防接種歴があるとかアレルギー歴があると、そういうことも登録できたりという形でやっておられますので、ぜひ研究をしていただけたらと思います。

時間が来ましたので、質問を終結します。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） こんにちは。自由民主党県議団の小林貴虎でございます。

県に来まして、ちょっと幾つかいろいろ驚いたことがありまして、その中の一つなんですけれども、トイレとか、会派の控室に行くと必ず松阪木綿がかけてあるんですね。

党派を越えて松阪の県議会議員は、着物はもちろんですけれども、ワイシャツだったりとかネクタイだったりとか手拭いだったりとか、PRに余念がないなと思って、すばらしいなと思っているところでございます。

これは今に始まったことじゃなくて、100年前の伊勢織物誌に書いてあって、さらにそこから230年ぐらいいさかのぼって、十組問屋制度のときに松阪の方々はずっと入って、そのときに津の方々は入れなかった。以降、津が生産をして松阪が売するという系統ができたということで、昔から松阪の商人は非常に巧みだったということじゃないかなと思います。

経済産業省が平成28年にきものの日というのを制定して、ふだん着の着物をやっぱりつくらなきゃいけないんじゃないかと。というのも、着物をつくるのにいろんなプロセスがあって、いろんな分業があるわけなんですけれども、その技術継承が非常に難しくなっている。晴れ着にシフトしていく中でどんどん着られなくなってきた。木綿というのはふだん着です。結構安価で、洗濯もできるということです。もちろん、生きた産業で、まだ今でもつくっていますので、ぜひPRしていきたいなと思うので、御尽力賜りますよう、よろしくお願いします。

〔発言する者あり〕

○6番（小林貴虎） こんな格好をしていると、偉そうと言われるんですけど、そんなことは一切ございませんので、よろしくお願いします。

早速、質問に入っていきたいと思うんですが、学力の向上ということで、まずお伺いをしたいと思います。

本年、平成31年4月に行われて、令和元年9月に発表された全国学力・学

習状況調査ですけれども、5教科のうち4教科で平均を上回ったということで、非常にすばらしい結果が出たと思うんですが、まずその分析をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 平成31年度全国学力・学習状況調査の分析についての御質問でございます。

本年度の全国学力・学習状況調査の結果は、議員からも御紹介いただきましたように、小・中学校を合わせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりました。

児童生徒質問紙調査では、授業の内容がよくわかる、最後まで回答を書こうと努力した等の質問に肯定的に回答している割合が増えていることから、子どもたちの粘り強さや頑張りが成果につながったと考えております。

県教育委員会では、これまで子どもたち一人ひとりに確かな学力を育むために、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェック等を活用して課題を把握するとともに、子どもたちがどれだけできるようになったかを確認し、改善につなげる取組を進めてまいりました。特に、小規模な市町教育委員会が所管する学校に対して、きめ細やかな支援を行うため、平成28年4月に三つの教育支援事務所を設置し、校長との懇談や授業参観等における指導、助言を通して学校の状況に応じたオーダーメイドの支援を進めてきたところで

す。

あわせて、市町教育委員会と連携した学校訪問も継続的に実施し、子どもたちの学習内容の理解、定着状況を学校と市町が共有しながら改善していくことについて指導、助言を行ってきております。

また、各学校において、授業での定着状況の確認、補充学習や家庭学習に活用できるワークシート集を全小・中学校に提供しました。加えて、経年的な課題である割合、図形の改善に向けては、子どもたちのつまずきの状況、指導のポイント、たしかめプリント等で構成した指導資料を作成し、全小学校教員及び中学校に提供するとともに、内容や活用方法について研修を進め

ているところでございます。

さらに、子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導を行うため、実践推進校を指定し、効果的な少人数指導の検証を行いました。その検証結果をもとに、少人数指導に取り組む全ての学校でより効果的な指導が行われるよう、ガイドブックを作成するとともに、小学校算数と中学校数学では、児童・生徒の状況や学習内容に応じた習熟度別指導を進めてきております。

市町教育委員会においては、独自に作成した問題集の活用や、みえスタディ・チェックの学校ごとの課題の分析と、改善方策の提示により各学校の課題の改善に向けた取組が進められました。学校においても、朝と昼の短時間を活用した基礎、基本の定着を図る学習や地域との協力による補充学習が行われております。

こうした学力向上の取組は、家庭、地域の協力が必要なことから、みえの学力向上県民運動を推進し、県PTA連合会と連携した家庭における生活習慣・読書習慣チェックシートの集中取組、地域による学習支援等、学校、家庭、地域と一体となった取組を進めてきました。これらの取組を粘り強く積み重ねてきたことが、今回の結果に結びついたと考えております。

一方で、文章を正しく読み取り、書かれている内容を理解することや、自分の考えを書くことなどについては、まだ課題が見られます。この課題を克服するために、読み解く力や伝える力を系統的に育む指導資料を作成し、全小・中学校に提供をしていきます。

また、全ての学校で、校長のリーダーシップのもと、学習内容の理解と定着を図る取組が計画的に進められるよう、引き続き市町教育委員会と連携をしながら、各学校の取組を支援していきたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 御説明ありがとうございます。

地域の方々からの補充授業というのも、この近くの一身田で「サポーター いっちゅう」というのがあったりとか、高茶屋でもあったりだとか、成果が出ているのも伺っております。

あと、聞き取りのときに見せていただいた、例えば数学であれば数学、先ほど図形の話がありましたけれども、分度器の使い方とかいろいろあって、その学年でできなかったことが、実はさかのぼって3年生、4年生でできていなくて、それを振り返って、さかのぼって問題集なり提供したりということをして冊子をつくっていただいているということで、様々な取組をしているというのを伺いました。そんなことの積み重ねなんだろうと思います。

同じようなことを実は市の教育委員会にも尋ねたことがありまして、そこでも県との協力関係をしっかりと持って、指導するに当たっても県と市と一緒にやって同じような指導を、ばらばらでやるのではなくて、やるんだということをお願いしております。

今回その結果が出たということで、先生方も非常にやる気になって、やったことが結果になるんだということがモチベーションにつながっていると伺っています。それでまた、そんなモチベーションも子どもらに必ず伝播していくんだろうと思っています。

先ほど、アイルランド戦の話が出てきましたけども、私、高校のときにラグビー部でして、非常に好きで、今回涙が出そうなくらいうれしかったんですけども、田村選手が記者会見で言っていた話がありまして、ジェイミー選手が試合の前に言っていたが、誰も俺たちが、と思っていない。接戦になるとすら思っていないけれども、俺たちが犠牲にしてきたものは俺達しかわからない。だから、必ず勝てるんだと信じていたという話で、そのごとくなったということだと思います。

スポーツというのは勝つために当然やるわけで、その目標をたがえてはいけないと思いますし、そこに徹底的に打ち込んだことが結果となって自信につながっていくということだと思いますし、学校の教育でも同じだと思うんですね。

結局、学校というのは学力を定着させることが第一義であって、より正しく、より深く学ぶことであって、その目的をたがえてはいけないと思いますし、そのために必死に努力をするわけで、子どもや先生はもちろん、我々関

係者、環境をつくる立場にある人間も学力の向上等を第一義に考えて、できる限りのことを尽くすべきだと思っています。

その中で、余り今回触れられなかったんですけども、最初に僕が聞き取りで聞いたのは、小規模学習ですか、少人数指導ですか、ティーム・ティーチングというものですね。随分聞き取りでお伺いしました。効果があるんだということだったんですけども、私の同僚にいろいろお伺いしまして、過去の会議録も調べました。

平成30年の2月と6月に、ここに関する質問も出ていますよね。多くの議員が、出てきた資料で算数の結果が、先ほどお話しされた少人数指導の実践校と非実践校で、実は非実践校のほうがよかったんじゃないかと。これ、予算もかかわってくることなので、ちゃんと検証してくださいよという話をされております。

その答弁で、定量的な検証は難しいんだけど、適切な検証方法はないかどうか研究をしていきたいというのが平成30年2月の答弁、同じく30年6月に、これを教えていただいた津田議員が質問でも同じようなことを尋ねられて、やはり引き続き適切な検証方法について検討していきたいと答弁をされています。

平成28年から29年にかけての検証をしたわけですが、今は令和元年度です。平成29年から30年にかけてどう変わったのか、令和元年度はまだ出ていないにしたとしても、もう結果が出ているはずなんですけど、このことに関して、その後検証されているのか、結果がどうだったのか、もし公開されていないならば公開したいと思いますが、いかがでしょう。

○教育長（廣田恵子） 学力と、どれぐらいの人数で教えるのがいいかということについて、いろいろエビデンスがあって、その人数をとということの考えがまとめられるということで、研究してまいりました。

確かに学年によってばらばらであったり、指導の内容で違いが生じたりということで、一概にこの人数であればこういう結果が出るというようなことには至りませんで、また他県にもそういったエビデンスに基づいて、どれだ

け効果があったということを検証してこの学級規模にしたかということも聞き取りしましたが、やはり非常に困難であることがわかったということでございます。

それでもやはり、本県においてはみえスタディ・チェックと、それから全国学力・学習状況調査において、少しでも子どもたちの学力が上がるように、もちろん学力だけではないですけど、安心して学べる学校、学級になるようにということで、その点についてはこれから研究を進めていきたいと考えております。

失礼ながら、イギリスの文献の翻訳、あるいはアメリカの文献の翻訳とかいうのも勉強しましたが、やはり一概にこれだからこれということではなくて、いろんな論理があるんだなということを今のところ研究させていただいているのが実態でございます。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） いろんな見解があつて、結果が明瞭でないことは私も認識していますし、そのことは後段にお話しさせていただきたいと思うんですけど、まずその前に、前回、平成28年から29年度にかけて比較した非実践校、実践校、あるいは習熟度別で国語、算数、数学、出ていましたけども、分析はされていますかということだったんですけど、お願いします。

○教育長（廣田恵子） 議会で議論をいただいたときに、いろいろ研究しました。そのときも小学校の算数においては、ティーム・ティーチングという少人数の指導による結果は、非実践推進校のほうが、実践推進校より高かった。その原因を調べたときに、2人のティーチャーの役割分担が曖昧であつたり、うまくやっていなかった。それでもやっぱりティーム・ティーチングも成功しなければならないということで、T1にはこういうこと、T2にはこういうことで、役割をどうしたらいいかというようなガイドブックも作成しました。

もう一つは、習熟度別のほうが小学校の算数も中学校の数学も非常に学習効果があるというのは数字的に出ましたので、70%以上の学校で進めること

を実践しているということですが、その前の年度と今年度について比較するという、その数値的なものは今のところやっておりません。その前の段階の数値に基づいて進めて、今回結果が出たというような歩みというふうに御理解いただければと思います。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 今答弁された内容は、津田議員の質問の答弁で全く同じことが書いてあったので、一応僕は認識しているつもりなんです。

その当時、予算配分のことまで、要するに、人がつくわけですから、それは正当なのかどうかということまで議論は行ったはずですよ。

ですから、とりあえずそのときには一旦落ちついたわけですけども、その後さらに年度が変わって、新しい取組をされたということなので、改めて、その結果がどうだったのかと数字で示すべきだと思いますので、今お持ちでないのでしたら、引き続き資料を提示いただきたいと思います。同じような比較対象ということで、ぜひよろしくお願いします。

それで、他県に効果を聞き取りしたりだとか、様々な文献を読まれたということで、適切な結果、少人数のほうがいいんだ、あるいは悪いんだということが出ていないということだったんですが、私も幾つか読みまして、これは国の調査にも報告書を出した慶應義塾大学の赤林教授の2014年の調査結果です。論文になっています。

「Can small class policy close the gap?」と書いてありまして、少人数学習制度が学力の差を埋めるのかという直接的なタイトルの論文です。

結論から読みますと、「Empirical results indicate that a class size reduction has positive effects on test scores, especially for Japanese language test scores in the sixth grade. In the ninth grade, however, we cannot find any significant class size effects.」、これ、原文が英語なのでごめんなさい。小学6年生の国語には少人数学級の成果があらわれたんだけど、中学3年生にはその影響が皆無だったと書いてあります。ですから、少人数指導の三重県の成果と非常に似ていると思います。この結果

も、1人減ることによって偏差値がどうも0.1上昇するらしいんですけれども、過去に言われていた効果よりも3分の1ぐらいで非常に少ないと。

「These results imply that the effects of reducing class size are more apparent in lower grade.」、国語での効果というのは、年齢の低い学年において効果が比較的出るようであると。

「By dividing the sample by the initial test score and by the land prices, we find that the test score improvement due to small class size in elementary schools tends to appear only at schools within relatively wealthy areas.」、ですから、裕福な地域で実施されたテスト結果がどうもよかったように見受けられると。

「That is, we find no evidence that a universal small class policy closes the achievement gap among schools.」、少人数学級による効果は見出すことができなかったというふうに結論づけているんですね。

これ、横浜市でのテストで、その数値をもとにやっていて、40人が41人になったときに、半分にして20人と21人に分けることに注目して、サンプルをとってきて、教育委員会じゃなく、大学の先生が調べたということです。

小規模学習の実施校は20人以上ですよ、三重県の。申しわけないが学校基本調査の平均しかとっていないので実数ではないんですが、学校全体の生徒数とクラス数で割ると平均20人を上回っている学校が181校、20人を下回っているのが173校、およそ半々なんですよ。半分に当たる学校が大体平均20人以下で授業しているということなんですよ。

もう一つ、当時の竹上議員、今、県議会議員じゃないですけども、平成17年に似たような質問をしまして、小学校で10人以下、中学校で20人以下の学校の児童や教員に尋ねましたと。このクラスは大きいですか、小さいですか、もっと生徒がいたほうがいいですかということを調べた結果、非常に少ないと答えている方が40%ぐらいいたということです。当時の安田教育長が、国と相談しながら勉強したいというふうに答弁されています。もう、それから14年たっています。

繰り返しですけれども、先ほどの少人数指導じゃなくって、学級の規模と学力の差に関して、三重県独自の調査研究を行われたケースがその後あるんでしょうか。お願いします。

○教育長（廣田恵子） 学級規模と学力の定着そのものについての相関等因果関係をダイレクトに調査したことは、現在のところございません。

繰り返しになりますが、少人数指導がどれほど効果があるか、ティーム・ティーチングとか、習熟度別で調査はしたことがございますけど、何人ならどれがいいというような調査はしておりません。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 私は教育委員会の関係者じゃないので、入手できるデータは公開されたものしかないんです。先ほどもお話ししたように、学校基本調査で出てくる、市町別の全体の生徒数をクラス数で単純に割ると、平均どれぐらいというのがわかる。残念ながら、平成30年のものしか公開されているものはそろわなかったもので、1年前のデータなんですけれども、グラフにしてみました。（パネルを示す）

これは、赤林先生とは違う方の資料をもとに、参考にして比較をしてみたんですが、全国学力・学習状況調査の結果が、向かって左側から右側に比べてずっと下がっているわけです。県下の大きなまち、小さなまちがこの中に含まれています。いろいろ辛辣なこともあるので市町の名前は書きませんでした。①、②にしてあります。対比して、比較的学力が高いと言われている県の調査結果もここにあらわしてあります。

1学年のクラス数に関して言うと、小学校で2.2とか2ちょっとぐらい、1学年2クラスぐらいということなんです。これについては、余り学力に対する影響は及ぼさなかったと、トレンドラインというのが横に引いてありますけど、ほぼ一直線です。下が中学校なんですけど中学校も同じような感じですよ。

ところが、児童数、1学年の児童数を比べてみると、明らかに、でこぼこはありますけれどもクラス規模が大きい、一番上は富山県、27.5人、と数字

が出ていますけれども、それに対して一番下、これ三重県なんです、十二、幾つということがあって、市町の規模の差もあるんですよ、中には400人、600人というところもあったりとか、2000人、あるいは6万人とかというところがあるので、環境の差は出るんですけども、やはり学級規模がある程度確保されたほうが、全国学力・学習状況調査は好結果が出るんじゃないのかということが何となく見てとれたのが、繰り返しですが、公開されているデータを開いただけで出てきたということなんです。

当然、学校ごとの状況であつたりだとか、市町の状況、あるいは経年でいろんなデータを教育委員会で持ってみえると思います。これは私立の学校じゃ絶対できません。ビッグデータと言われるのは御承知のとおりですけども、データの量が多いからこそ、その分析結果に正確性が出てくるということですから、公教育だからこそ、持っているデータをしっかり使うべきじゃないのかなと思うんですね。

ですから、先ほど答弁でありました他県での事例は一つかもしれません。あるいは学術論文も一つかもしれません。けれども、三重県の学校の、また各市町の状況を一番知っているのは三重県の教育委員会のわけですから、三重県で独自の調査ができませんかということをお尋ねしたつもりなんです、いかがでしょう。

○教育長（廣田恵子） 三重県のデータを用いて、国語であるとか算数であるとか、数学であるとか、小学校、中学校とか、部分的な形では調査をしています。実際にどういうふうにデータを使ってということまでは行っておりませんし、何回も申し上げますが、本当に年度によって、それから科目によって全く違うというところで、今そこから抜け出せないような状況になっておりまして、そこをほかの県でうまくやっているところはないかということで勉強させていただいておりますので、さらによい方法があるかどうかというのは、人数にも視点を当てながら研究させていただきたいと思っております。

とにかく、どのデータをどう使って、どういうふうに研究していったらい

いのかというところを今、本当に試行錯誤でいろいろやっております、結果も本当にもろもろに出ておりますので、それをどういう形で報告させていただくかも含めて、研究させていただきたいと思っております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 先ほど、私が事例に出させていただいた慶應義塾大学は、当然教育委員会外の方です。

場合によっては、外部の方に、いわゆるバイアスのかからない状況で検証していただくのも一つの方法じゃないかなと思います。

いろいろ情報を持っているんだと、いろいろ分析もしましたと、それを公開するか公開しないかということでお話をされたように私は受け取りましたので、全部つまびらかに、どこの市町がどうだったとかということを別に求めているわけじゃないんですよ。

ただ、このことをお話しする準備をしている間に、鳥羽市の事例が出てきました。新聞に載っていました。

小学校で30人、中学校で20人という基準をつくって、それでも、小学校で30人というと、1クラス5人いるかいらないかだと思いますよね。保護者から、もう何ともならんよと。何とかしてくれやんかという声が出て、最終的に基準を見直しながら、新しい運営をしていくということになったというふうに新聞には書いてありました。

私、津市にいたときに、幼稚園になるんですけども、独自の基準を持っているといいます。9人です。1学年3人です。これはとてもじゃないけど集団教育という状況じゃないですよ。でも、その独自に持った9人という基準すら満たせていないところが半分はあって、それでも統廃合できていないというんです。誰のための学校なのかということです。

今回、調べさせていただいているときに、みえの学力向上県民運動セカンドステージというページには、大人が変われば子どもは変わると書いてあるわけですよ。環境を整えるのは我々大人の決断だと思います。

子どもが行く場所によって、環境が整っているところと整っていないとこ

ろができてしまったら、大人の怠慢だと思うんですよ。なので、行政の方々、私も市とはいえ、かわかりがあったのでよくわかりますが、こういった問題を行政側から出すのはすごく難しいのは御承知のとおりだと思います。なので、基準が設けられないかということだったんですよ。独自で調査をしていただいた上で。

国からこうやって言われたんですわ、あるいは県でこんな数字が出てしまったんですわ、せやもんで、ちょっと皆さん、1回検討いただけないですか。だから従いなさいということではなくて、あくまでも指針として、ボーダーラインとして、学力を確保していくためにはこれぐらいの基準がないと難しいと思います、ということなので、検討に入っていただくレベルを県の教育委員会としてある程度、ですから、どこのまちがどうということではなくて、示していただく必要性がこの少子・高齢化の時代の中でもうそろそろ出てきたんじゃないかと思うんですが、改めて見解をお伺いします。

○教育長（廣田恵子） 学校については地域コミュニティーの核みたいなどころがあって、議員からも言っていただきましたが、保護者であるとか、それこそ就学前の教育を受ける保護者であったりとか、地域住民の方の意見というのが、今一番大切にして、そこを尊重していかないと。ある集団の規模がないと子どもたちがというのがあるんですよ。そうすると統廃合ということになってくると思うんですが、そこは非常に神経質にならざるを得ない内容だと思っておりますので、県が一律に、行政がこう進めるという内容のものではないと県教委としては思っておりまして、そこについては、市町が現場で、設置者である市町が一番よくわかっておられると思いますので、市町の意見を聞きながら、そういったラインを設けるかどうかということについても研究を進めたいということにとどめさせていただきたいなと思います。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 答弁しづらいのは重々わかっているつもりです。市町が決めることだということもわかっています。

でも、絶対これは市町から上がってきません。それは直接対話してすごく

難しい現場にいるのが彼らだからです。だからこそ話を出しやすいところで、別にここに従えという数字じゃなくていいと、はなから言っているつもりなんです。ある程度の基準として、経年でこういう結果が出ているのでそろそろ検討していただいたほうが子どもたちのためなんだということを前提に、徹頭徹尾で私はそのことはずらしてないつもりですけれども、学校は子どもたちのためにあると思うので、研究という言葉を使ってみるので、その研究がどういうふうなのか、私、はかりかねるんですが、ぜひ進めていただきたいなと思います。

ちなみにこの本、（実物を示す）津田議員に紹介いただいて読ませていただいたんですけども、幼児教育、学力を上げるんだったら、まず就学前だよというようなことが書かれていますので、先ほどの幼稚園なんかも含めて、教育委員会の管轄ですので、ぜひ研究を進めていただければなと思います。

しっかり30分使いましたので、次に移りたいと思います。

今度は、実は県で質問するのはいかがかなと思ったんですが、津に特化した話で非常に申しわけございません。

私、9年来、津インターの前の開発に関していろいろ取組をしまいいりまして、当然成果は出ていないんですけども、ここにスポーツ施設ないしはハイウエーオアシスみたいな、いわゆる観光拠点みたいなものがないのかなと、要するにこの中勢地域、非常にリピーターが少ないということもあって、観光資源というの、いろいろ個々に整備されていながら定着していないというところがあって、そういった意味において、あそこは交通の結接点で非常にすばらしいところですので、開発できないのかなと思っています。

昭和40年代の後半ぐらいからあの周辺の開発の案は出ていたんですが、その後まちづくり三法であったり、農地法の制限がいろいろついてどうにもならなくなったということだったんです。

7年前に政権がかわりまして、アベノミクスというのが出てきて、地方創生という考え方が出てきた。その地方創生の根幹になるのは、地域に新しい

付加価値をつくるのであれば、場合によっては、今、足かせになっているいろんな法令を、例外的な措置として飛び越えても構わないですよ、場合によっては、率先して地域がどうしてもやりたいということであれば予算もつけようじゃないかというのが、この地方創生の根幹だと私は認識をしています。

それを具現化したような法律が2年前、地域未来投資促進法というのができました。もちろん繰り返しになるんですけども、最終的にやらなきゃいけないのは地元なんですが、計画書をつくるにあたって、あるいはそのほかの法律の絡みで県とのかかわりはどうしても不可欠なので、この部分、現状の認識ということで幾つかお伺いしたいんですが、そもそもこの地域で未来投資促進法ということに関して、県の取組、今の状況をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 地域未来投資促進法の趣旨と県の取組状況についてお答えをいたします。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ地域の事業者に対して経済的波及効果を及ぼす地域経済を牽引する事業を促進することで、地域の成長発展を図ることを目的に、平成29年7月に施行されました。

本県では、地域未来投資促進法及び国の基本方針に基づきまして、県内29市町と共同して、次世代自動車などの成長ものづくり関連産業や観光・スポーツ関連産業、食関連産業など幅広い分野の産業を対象といたします、地域経済牽引事業の促進に関する基本計画を策定しております。

事業者は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を策定し、県の承認を受ける必要がございます。平成29年9月の基本計画策定以降8月31日までで56件の事業計画を承認してございます。

県の承認を受けた事業者は、設備投資に対する法人税や固定資産税の減税措置、金融機関による低利融資、国や県の補助金、交付金等の支援などが受

けられることとなっており、既に多くの事業者を活用していただいております。

県といたしましては、今後も、県、市町、金融機関、経済団体及び高等教育機関で構成する地域経済牽引事業促進協議会の仕組みを活用しながら、支援制度の周知を図るとともに、本県の強みを生かし、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進することで、持続可能性の高い産業を創出するよう、引き続き取り組んでまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 56の事業計画があり、これを県が承認して、計画書に盛り込まれて進められているということです。

何でもかんでも建つように、私は最初認識していたんですけども、幾つか、やはりどうしても制限があるというふうに聞いております。

投資基本方針というのがありまして、それも読ませていただいたんですけども、農地法に関しては圃場整備が済んでから8年というような制限がついていると聞きました。

実はこの地域、昭和49年に整備が済んでいるので、それから8年以上たっていますからその点は関係がないと思うんですが、市街化調整区域での土地利用に関して追加してお伺いしたいので、制限があるようでしたらよろしくお願いします。

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、市街化調整区域における土地利用に関する調整事項についてお答えを申し上げます。

市街化調整区域を定める都市計画法は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、一定の制限のもとに合理的な土地利用が図られることを基本理念としており、無秩序な市街化を防止するため、市街化調整区域内での開発行為を制限しておるところでございます。

地域未来投資促進法に係る土地利用調整の仕組みといたしましては、事業者が策定した地域経済牽引事業計画に対応する土地利用調整計画を市町が作

成する際には、県知事の同意が必要となってございます。

市街化調整区域における土地利用調整区域の同意に当たりましては、国の基本方針では、土地利用に関して市街化区域内において現に宅地化された土地の活用を優先すること、事業の用に供する施設に関しては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域において行うことが困難、または著しく不適当であることなどの一定の条件を確認した上で行うこととしております。

このことから、同基本方針では、市街化調整区域内のインターチェンジなど流通の結節点において、その立地が認められる対象施設といたしましては、食品関連物流施設、植物工場や生体材料の研究施設及び工場が例示されております。

一方、商業施設等の集客性のある施設や住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発する施設は、対象施設とはなってございません。

調整事項については以上のようなことでございます。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。地域未来投資促進法の基本方針の中に、もともと工場立地のための法律だったものを、一次産業、二次産業、三次産業にも広げたということで、基本方針の中には観光農園であったりとかスポーツ施設も含まれて書いてはあるんですけども、市街化調整区域内においては、先ほど答弁されたような形で、（へ）というところ限定された内容が書かれていまして、食品関連でも工場が基本ということなので、まず進めるに当たって、どうしても市街化調整区域を外す必要があるのかなということを理解いたしました。

この基本方針、珍しく、法律の文章の中にはあんまり書かれていないことなんですけれども、地域経済牽引事業の促進に当たっては、首長のリーダーシップが重要でありというふうに書かれていて、リーダーシップという言葉が出てくるんですね。いかに地元非常に重要な事業なんだという熱意がなければなかなか動かないということですので、またここは場を変えて話

を進めていきたいと思います。いろいろ法律の関係は理解をいたしましたのでありがとうございます。

次に、移りたいと思います。

森林環境譲与税についてです。

先般、青木議員からも質問がありまして、これは新しく行われた事業で、各市町にはそれに対応できる人員がいないということで、確保の要請があったところだと思います。

また、私、要望聞き取りというのに初めて参加させていただきまして、その中で森林関係の方々から、また、町村会の方々からレーザー測量を早く進めてくれという要望をいただいております。これができないことには、境界がはっきりしないことには、管理という次のステップに行けないということなので、予算は少ないんですけど何とか増額、あるいは加速化の実施をお願いしたいというのを受けております。

対して、地元、津市では地籍調査が余り進んでいないということもあって、飛ばす飛行機に乘せるレーザーのレベル、レベル4からレベル2に上げることによって地籍調査ができるんだということで、そんな対応ができないかという要望も、ちょっと相反するところなんですけれども上がっています。

レベルアップして経費がかかるということであれば、それは市町が負担すべきじゃないかと、個人的には思うんですが、比較的柔軟な対応をお願いできないかというところなんですけれども、この森林環境譲与税、その利用目的に間伐、人材育成、担い手の確保に加えて木材の利用というのがあります。

木材の利用に関してお伺いをしたいんですが、この森林環境譲与税ですけれども、もちろん人工林がある規模によって算出されるわけなんですけれども、あわせて人口規模によっても算出されるのは皆さん御承知のとおりです。

その結果、人工林がないところにもお金が落ちてくるという状況があります。わかっているだけでも、ピーク時2033年ですが、横浜市、ここは517ヘクタール、三重県の60分の1しか人工林がないんですけれども、4億7000万円降りてくる。大阪市に至っては、ゼロヘクタールで3億4000万円出てくる

ということがあります。

対して津市は3万ヘクタールあったりだとか、三重県全体がトップ6位ぐらいになるのかな、4位ぐらいだったかな、生産県ですので、ここはやはり人工林がないところにしっかり働きかけをしていくべきじゃないかと思うんですが、その施策に関して、まずお伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 県産材利用推進の働きかけにつきまして御答弁をさせていただきます。

県では、これまでも東京2020オリンピック・パラリンピック関連施設や、これを契機としましたホテル等民間施設における内装材や什器類等への三重県産材採用に向け、建築建材関係のイベント等を活用した商談、木材流通事業者等への訪問PRを行ってきたところでございます。

これらの取組により、首都圏においては、これまでに松阪市、尾鷲市、紀北町の3市町が東京都港区との間で間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定を締結しておりますほか、都内の企業本社ビルや東京2020大会関連施設で三重県産材が採用された事例も生まれてきました。

こうした中で、今年度から森林環境譲与税が導入され、都市部の公共建築物等における木材需要の拡大が見込まれるところであり、今後、県内各市町や木材関係事業者等と一丸となって、都市部への売り込みをさらに強化し、新たな販路を開拓することが重要なことと考えております。

このため、今年度は既に、首都圏向けの取組としまして、市内の公共建築物の木造、木質化に積極的に取り組み、首都圏の九都県市首脳会議の木材利用に係る議論をリードする川崎市が主宰する川崎市木材利用促進フォーラムに三重県もオブザーバーとして参画しまして、川崎市内の公共施設だけでなく、民間建築物における木材需要に関する情報収集体制を整えましたほか、県内、先ほどの3市町が国産材の活用促進に関する協定を締結しております港区、それから木材利用方針を策定し、公共施設での木質化に積極的に取り

組んでおられる江東区を訪問し、情報収集及び三重県産材のPRを実施いたしました。

下半期に向けましては、さらに、11月に東京で開催されますジャパンホームショー、12月に東京で開催される建材や家具等の展示商談会への出展を通じた木材流通関係事業者等へのPR、また、森林環境譲与税の配分が大きい横浜市、それから三重テラスがあり、交流を進めている中央区、江東区と同じく木材利用方針を策定している品川区、また、名張市と姉妹都市提携を結んでいる豊島区等への事業者等と連携した営業活動を進めてまいります。

また、首都圏以外の大都市向けとしまして、10月に名古屋市で開催されます家具や建材等の展示会にも参加いたしまして、三重県産材をPRするほか、関西圏に向けましては、大阪市への情報収集活動や、建築関係及び木材関係団体が連携して国産材の利用拡大に取り組みます大阪府地域産材活用フォーラムを通じて、三重県産材の利用に向けた営業活動等を行ってまいります。

今後も引き続き、首都圏等都市部の需要獲得に向けまして、これらの活動によって得られた情報を密に共有しながら、県内市町や木材関係事業者等と一丸となって取組を進めてまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

先ほど出てきた港区、ここは3000万円、それから、川崎市1億8000万円と、それから東京23区、1億円を超えるところや7000万円とかいろいろありますので、積極的に関東圏あるいは関西圏も含めて、展示それから商談フォーラム、場合によっては先ほど名張市との姉妹都市提携なんて話も出てきましたので、いろいろな接点を使って県産材の普及の活動をお願いできればと思います。

また、あわせて国は、法律の改正などをしていただいていて、保育所であつたりとか、幼稚園はもとより、体育館みたいな大規模なものも建てられるようになっているということです。お金が入ってこないとやっぱり環境の促進はできないので、単純に公費を投入するだけではだめですから、売って

何ぼのところだと思います。販売を促進していただいて、三重県の木材が適切に利用をされて、山が守られていけばと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

最後、四つ目。

北朝鮮による拉致の問題に関する人権侵害の対応、対策に関してお伺いをしたいと思います。

経緯、少しお話をさせていただきますと、平成20年、11年前に政府が「めぐみ」というドキュメンタリーアニメを作成しました。

さかのぼる平成18年に法律が制定されております。その法律によって、北朝鮮当局による国家犯罪行為の解決などの最大限の努力、これは国の責務です。第2条に書いてあります。

追加して徹底した調査、これはいわゆる特定失踪者の調査、この県下に11人いるということが、過去の三重県の答弁でも明らかになっております。

国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明ということがあって、三つ大きく国の責務が書いてありますけれども、この法律には、地方自治体の責務も加えて書いてあります。国と連携を図りつつ、国民、世論の啓発を図るよう努めるものとするというふうに書いてあります。

先ほどお話しした平成20年、11年前につくられたアニメのDVDですが、作成された当初、各学校に配布、4万枚だったかな、されていると伺っています。

それでもなかなか利用が進まない、上映されないということで、平成29年、30年には作文コンクールも開催しておりまして、本年も開催されることになっています。

ここで伺いたいんですが、本年の6月だったか7月だったか、産経新聞の報道で、実は県の平均で14.7%ぐらいしか上映されていないということですが、三重県の状況をお聞かせください。よろしくお願いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 北朝鮮当局による拉致問題の啓発用の映像作品の活用

についての三重県の状況の御質問でございます。

三重県の状況につきましては、平成30年度にアニメ「めぐみ」を視聴した県内の公立学校は53校で、拉致問題に関する学習に取り組んだ学校は86校という結果でございました。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 驚いています。随分端的に説明をいただきました。

このグラフ、（パネルを示す）つくらせていただきました。県下の状況でございます。先ほどの数値、見やすく可視化をしました。ほとんどの学校が取り組んでいないということです。

先ほどお話しした作文コンテストの応募数も後ほど聞きまして、一番下に書いてありますけれども、4万人から5万人生徒がいる中で、応募数が1とか、3とか0.002%みたいな数字になっています。

国から通知がきています。それを各学校にお伝えしましたというところなんだろうと思うんですが、先ほどの法律、もう一度繰り返しますけれども、啓発に努めるというふうに書いてございます。

通知がきたものをお知らせするだけでは啓発に努めたとは言えないんじゃないかと思うんですが、ここはどのように改善されるおつもりなのかお伺いをします。

○教育長（廣田恵子） 議員から紹介いただきましたそのような国の方針を受けまして、教育委員会では平成20年以降、毎年各学校に通知を行って、拉致問題に関するアニメ「めぐみ」の活用を促進してまいりました。

平成29年3月に、三重県人権教育基本方針を改定した際には、教育として取り組むべき個別的な人権問題の一つとして、北朝鮮当局による拉致問題を新たに位置づけ、管理職を対象とする研修会等で基本方針に新たに拉致問題を加えたことや取組の重要性について説明を行いました。

さらに、平成30年3月には人権教育ガイドラインを改定して、この問題の現状や学校での指導内容、アニメ「めぐみ」の活用促進についてお示しをしました。

平成30年度には、基本方針や人権教育ガイドラインを改定したことを受けて、各校の管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において、拉致問題に関し教育として取り組むことの重要性や指導方法について説明、解説を行ったところでございます。

それから、もう一つ、児童・生徒が拉致問題に対する理解と関心を深めるに当たっては、特別な活動、それから総合的な学習の時間とかに行われる人権学習や教科学習など様々な機会に実施されることが適切と考えております。このために、教育委員会では平成31年3月に、アニメ「めぐみ」の視聴を前提とした事業展開例を示す人権学習指導要領「みらいをひらく」を作成いたしました。

この人権学習指導要領では、アニメ「めぐみ」の内容を思い出させた上で、横田めぐみさんの母、早紀江さんが書いた文章を読み、心に残ったところにアンダーラインを引いて、その理由を出し合うというようなことを提示しております。

4月にこの指導資料を各学校に配布しましたので、引き続きこれらの内容の取組、それから紹介、説明をして、各学校において「めぐみ」を活用した学習が実施されるように取り組んでいく予定としております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 管理職用の研修をしたとか、資料作成をしたという話をいただきました。

三重県に関して新鮮に感じたことをもう一つをお伝えしようと思うんですけども、この6月に出席した最初の会議で、成果レポートというのをいただきました。

成果レポートに具体的な目標の数字が示されて、それに対して今回どうだったのか、経年でその目標の達成率が書かれているんですね。それに対して、どういう取組をこれからしていくかということが明確に書かれています。

私がいたところではなかったんですね。こういった冊子として出てくる

ものですね。例えば観光の振興ということになると、よくあるのが、観光流入客がどれだけ増えました、よかったですねということなんですけれども、ここに関しては、いやいや消費額ちゃんとはからなきやだめでしょうと。観光の振興だから、そこに消費が生まれて、初めて結果じゃないかということだと思います。

翻って、この啓発活動ですけれども、先ほど、るる説明があった、研修会をやりました、活動促進についてガイドラインをつくりました、冊子をつくりました。これは、やりました報告にしか、私は伺えないんですよ。

実際に、国が示した、先ほどお知らせした数値、（パネルを示す）何校開催したか。例えば中学校であれば3学年あって3クラスあって、全部で9クラスある中の1クラスだけやったとしても、1時間だけやったとしても、1がつくわけですよ。分母が学校数で非常に少ないですけれども、下にある作文コンクールの応募率を見ると、先ほどもお話ししたように非常に少ないですよ。

啓発活動というのは、一体何人にそのお話が伝わったのか、それに対して新しい考え方に変わったのか、あるいは知らなかったことを知ったのか、それをはかって初めて成果なんじゃないかなというふうに思うんです。

国の調査ですから、国が基準をつくってやったものですけれども、三重県の各学校において、これから何人の生徒が、このビデオを見たのか、何人がこの授業を受けたのか、これを把握すべきじゃないかと思うんですがいかがでしょう。

○教育長（廣田恵子） 北朝鮮当局による拉致問題についても、16ある人権の中の一つと考えております。

それで、行動計画において、三重県教育ビジョンの中に、人権については、人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合というのを目標に掲げて、それがどれだけ上がってきたというような数字を設けております。

平成28年度は74%、29年度は85.7%、平成30年度は86.6%と、わずかであ

りますが伸びは示してきております。

それで、そのうちの一つということで、北朝鮮の拉致問題だけについてどうこうということではないですけど、それぞれの人権について、やはりどうやって学校で学習したか、それに関心を持ってどのように行動しようとするようになったかということは、それぞれの人権について大切なことですので、年度ごとに調査を行って、各市町にも教育委員会にも訪問しておりますので、そこについてはきちっとやるということで、徹底をさせていきたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 16のどんな人権に対して教育をしてみえるのかを、私は16全部つまびらかに言えないし、どれが重要であって、どれが重要でないということを言うつもりは一切ないんです。

ただ、ほかの16の人権にかかわることで、ここの場において過去にどのような議論があったか、私はわからないですけども、この北朝鮮の拉致の問題に関して言うと、少なくとも平成18年の後、平成25年に、実は24年なんだろうね、国の調査があって、県と市の取組として、例えばこのブルーリボン、バッジをつけているとか、いろんなことがあって基準をつけて調べた結果、三重県は非常に取組が遅れていたということがあって、それを受けて、ここでの議論があった上で、議連を設立するということになっています。その後平成26年には、当時の大久保議員、今の谷川議員が質問をされていますし、平成28年も同様の意見がこの議場で交わされていて、三重県のホームページには、これは解決をしなきゃいけない問題だということで掲げられている。知事会にも知事は出席をされていますし、これは国の根幹を揺るがすものなんだという認識のもとで取り組まなきゃいけないと考えられていると。意見書も、この三重県議会が議決して国に送っているわけですよ、解決をしてくれと。その当時現役じゃなかった方々、若干名、私を含めておりますけれども、ここにおられる皆が賛成して、解決をしなきゃいけないというふうに言っているわけです。

その上で、解決しなきゃいけない問題なんだから、でも独裁国家ではないので国が勝手にばーんと解決しますというわけにいかないわけですよ。だからこそ国が掲げている中で、周知を徹底してくださいね、新しく知らせてくださいよ、というふうに言っているわけじゃないですか。

これは先ほどの繰り返しですけれども、横田めぐみさん、13歳ですよ。私の今の娘と同年です。突然外国の恐らく訓練を受けた兵士だと思われる方たちに、突然攻撃をされて、その瞬間に人生も未来も家族も全て失われるわけじゃないですか。こんなことを繰り返しちゃいけないということのはずなわけです。でも、知らない人が圧倒的に多い。先ほどの数字のとおりです。（パネルを示す）ほとんどの学校で知らない。私の娘も知らないです。学校で受けていないですから。私があえて教えますけどね。

これがなかったら解決ができない。みんながここで解決しようというふうに言っているにもかかわらず、残念ながら今の取組状況のお話を聞く限りは、通知をした、冊子をつくった、でも後は、やるかやらないかは皆さん決めてくださいね、という形じゃないですか。これは啓発を積極的にしていこうという立場、立ち位置にはちょっと思えないんですよ。

なので、私はこれからの改善方法をお伺いしたつもりです。現状、この数字を見て、（パネルを示す）そして数字の公表もしてくださいと言いました。ですので、改善方法をぜひよろしくお願いします。

○教育長（廣田恵子） 確かに、これだけにかかわらず、県教育委員会として啓発の仕事については、配布をしました、通知をしましたということが多かったと思うんですが、議員にとっては納得をしていただける回答ではないかわかりませんが、先ほども述べましたが、必ず、どれだけやったか、何をしたかということの確認をして、それを次につなげるということは、それこそPDCAで回していく必要がございますので、それについてはきちんとやるということで、中でも話をしておりますので、これからも市町教育委員会に行ってもう一回説明をしますし、そして、どうやってやったか、何をやったかということについては確認をして帰ってきます。

先ほども申しましたアニメの視聴を前提としたものが4月に始まったばかりですので、それを使ってどこまで子どもたちが関心を持ったか、そういうことについてもきちっと調べる必要がございますので、年度末には県立学校においては私どもですし、市町教育委員会については担当がお邪魔をして、そこで確認をしてみたいと思いますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 繰り返してお伺いするんですが、それは御公表いただけますか。

○教育長（廣田恵子） 今回の産経新聞のというようなお話も議員からございましたけれども、そのことについては、どれだけどうしたかということについては公表をさせていただきたいと考えます。公表の形とか、形式の想定は今の段階ではできませんけれども、皆さんにお伝えする必要があると思っております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 数字の取り方は、いつも僕思うんです。質問の途中でもお伺いしたと思いますけれども、啓発をしたということは、それを聞いた生徒の数が大事だと思いますので、国の基準ではちょっと雑駁だと思いますので、何人の生徒が今年聞いたのか、その次の年はそれが増えたのか減ったのかということまで、我々は見たいと思っていきますので、今ここで答弁をさせていただく必要ないと思いますけれども、ぜひしっかりとした活動をしていただいて、結果として我々に見てとれるように実施をお願いしたいと思います。

このことに関しては、県民全体に関することについては、後ほど議連の会長の中森議員がお尋ねいただくということなので、これはお伺いしないつもりであります。

もし、このことに関して、知事、一言ございましたらよろしく申し上げます。

○知事（鈴木英敬） 先ほど廣田教育長から答弁ありましたが、小・中学校、あるいは市町教育委員会との関係で、指導助言という法律権限上そうなっているというので、少し隔靴搔痒なところが県教育委員会もあるのかもしれませんが、今回の前段に小林議員から御質問のあった学力の向上のところでも、市町の教育委員会の皆さんと、各学校の皆さんと一緒に取組を徹底することで成果が出たということなので、一緒になって取組を徹底する、そういう方法を考えてくれると思いますから、その報告を受けながら全体としてしっかり人権問題として理解される、そういうような取組を進めていきたいと思います。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

我が会派には俳句の専門家がおられるのですが、私、漢詩をちょっと準備してきたんですけれども、残りゼロ分になってしまいましたので、また次回にしたいと思います。齋藤拙堂さんといって、非常に有名な漢詩家がいるんですが、これはまた改めてということで。

今日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休

会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明10月1日は、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明10月1日は、休会とすることに決定いたしました。

10月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散

会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 1 分散会